

周南市市民参画推進事業

平成 29 年度 市民参画実施状況年次報告書

SHUNAN CITY ANNUAL REPORT 2017

共に。
周南市

はじめに

人口減少時代を迎え、地域の抱える課題が多様化・複雑化している状況の中で、持続可能で暮らしやすいまちづくりを進めていくためには、自治の主体である市民の皆さんが持つ知識や経験などを、市の施策に反映させ、共に力を合わせてまちづくりを進めていく事が必要です。

本市では、市民の皆さんが市政に参画するために必要な基本ルールについて、市民の皆さんとともに検討を重ね、平成 19 年 4 月に周南市市民参画条例を施行しました。

この条例に基づき、パブリック・コメント、ワークショップ、審議会等の市民参画の方法を活用して、市民の皆さんからご意見をいただきながら、様々な施策を進めています。

本年次報告書は、周南市市民参画条例第 16 条の規定により、市の機関（138の課所室）に対して行った、平成 29 年度に実施した各事業の市民参画の実施状況の調査をもとに作成したものです。

また、本市における市民参画の実施状況について、周南市市民参画推進審議会において審議及び評価していただき、その評価結果と併せて広く市民の皆さんに公表いたします。

このように、市民参画の手続きの透明性を高めることで、まちづくりに対する市民の皆さんの関心を一層高め、より良い、より豊かな周南市のあるべき姿を市民の皆さんと市が共に考え、共に行動する地域社会を実現していきたいと考えております。

平成 30 年 9 月

周南市長 木村 健一郎

目次

1 周南市市民参画条例について

- (1) 市民参画条例とは？ 1
- (2) 市民参画条例における市民参画とは？ 1
- (3) 市民参画条例の特徴 1
- (4) 市民参画条例の主な内容 1
- (5) 市民参画条例の制定までの歩み 2
- (6) 市民参画の対象となる施策 2
- (7) 市民参画の対象としないことができる施策 2
- (8) 周南市市民参画推進審議会 3

2 市民参画の方法の解説

- (1) パブリック・コメント 4
- (2) 市民説明会・ワークショップ 4
- (3) 審議会等 5
- (4) 市の機関が適当と認める方法 5

3 周南市市民参画実施状況の概要

- (1) 市民参画に取り組んだ課所室等の推移 7
- (2) 施策数及び実施件数の推移 7
- (3) 市民参画条例条項別施策数 8
- (4) 市民参画の手法内識別の推移 8

4 市民参画手法別実施状況の概要

- (1) パブリック・コメント実施状況の推移 10
- (2) 市民説明会実施状況の推移 10
- (3) ワークショップ実施状況の推移 10
- (4) 審議会等実施状況の推移 11
- (5) 市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移 12

5 市の職員の人材育成等について

- (1) 職員研修の実施 14
- (2) 市民参画の方法を有効に運用できる人材の養成 14

6 全体を通して

. 15

7 平成 29 年度 市民参画年次報告 市民参画手法別実施状況	
平成 29 年度 市民参画実施事業一覧	．．．．．16
(1) パブリック・コメント	．．．．．18
(2) 市民説明会	．．．．．19
(3) ワークショップ	．．．．．24
(4) 審議会等	．．．．．25
(5) アンケート	．．．．．36
(6) ヒヤリング	．．．．．40
(7) フォーラム	．．．．．40
(8) 意見・作文・アイデア等の募集	．．．．．41
(9) その他の方法	．．．．．44
8 特徴ある事例・工夫が見られた事例紹介	．．．．．48
9 参考資料	
(1) 周南市市民参画条例	．．．．．49
(2) 周南市市民参画条例施行規則	．．．．．55

1 周南市市民参画条例について

(1) 市民参画条例とは？

周南市市民参画条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的に平成19年4月1日に施行されました。

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）が施策を決定するときに、市民の皆さんの意見や提案を聴くことを制度化しています。

市の機関は、この条例に基づいて、様々な方法で市民の皆さんの意見等を求め、それを市政に反映させていきます。

ここで言う「市民」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

(2) 市民参画条例における市民参画とは？

一口に「市民参画」と言っても、市民の皆さんが参画する対象は様々であり、行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この条例における市民参画とは、行政（市の機関）の活動への参画を対象としており、市の機関が施策を定める際に、その意思決定をするプロセスに、市民の皆さんが自らの意見等を反映させ、より良いまちづくりを進めるため、主体的に参画することとしました。

(3) 市民参画条例の特徴

この条例は、「自分たちのことは自分たちで考え決定する＝自治」という基本的な考え方

を軸として、条文の目新しさや制度の「先進性」にとらわれることなく、「周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていく」（条例前文）ために必要な基本事項を市民の視点から平易な文体で明文化しています。

市民参画の対象となる行政施策（基本計画策定や条例制定、大規模公共施設の建設等）と市民参画の方法（パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等）が列挙してあり、対象施策や参画方法等の具体的な手続が明記してあります。

(4) 市民参画条例の主な内容

条例第1条では、この条例の目的が定められており、市民の皆さんが主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定め、協働によるまちづくりの推進によって、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことと、明記されています。

第4条では、市民の責務が定められており、(1) 積極的な参画 (2) 責任ある参画 (3) 相互意見の尊重と公共の利益を図ることを基本とすることなどが明記されています。

第5条では、市の機関の責務が定められており、(1) 市政情報の提供 (2) 市民参画機会の創出 (3) 意向把握と施策への反映に努めることなどが明記されています。

また、第6条では市民参画の対象となる施策を、第7条では市民参画の方法をそれぞれ定めています。



(5) 市民参画条例の制定までの歩み

周南市では、平成17年に市民の皆さんが市政に参画する仕組みについて検討するため、市民活動経験者や公募による市民で構成された「市民参画検討委員会」を設置し、1年3か月にわたり、延べ39回の公開会議を開催し、白紙の段階から条例案の検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの様々な市民参画の方法を使用して、多くの人々の意見等を伺いながら「市民参画条例（案）」を作成しました。

これを受け平成19年4月1日に「周南市市民参画条例」が施行されました。

(6) 市民参画の対象となる施策

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定しています。

第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

また、本条例以外の法令（建築基準法、土地区画整理法等）の規定により、市民参画の実施が義務付けられているものもあります。

(7) 市民参画の対象としないことができる施策

周南市市民参画条例第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について以下のとおり規定しています。

- ① 緊急を要するもの
- ② 軽易なもの
- ③ 法令の規定により市民参画を実施するもの

- ④ 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- ⑤ 市の機関の内部事務処理に関するもの
- ⑥ 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

制定経緯

条例制定に至るまで

- 平成17年6月 周南市市民参画推進本部設置
 平成17年7月 周南市市民参画検討委員会設置
 委員：20人（うち公募市民4人、市職員5人）



- 平成18年5月 中間報告発表
 平成18年5月 条例案パブリック・コメント実施
 （5月15日～6月14日：13人53件意見提出）
 平成18年6月 市民参画フォーラム開催
 （条例案の説明及び質疑応答：350人参加）



- 平成18年9月 提言書提出
 平成18年11月 市民参画手続実施責任者設置
 （各課所室等の長）
 平成18年11月 市民参画システム部会設置
 平成18年12月 第6回市議会において条例案可決
 平成19年4月 周南市市民参画条例 施行

(8) 周南市市民参画推進審議会

周南市市民参画条例第15条では、この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会を設置することが規定されています。

この年次報告書は、審議会に提出され、毎年度、様々な視点から市が行う市民参画の持続性について、議論し、評価を行っています。

対象事業 市民参画の対象となる施策

第6条第1項第1号

市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更



周南市まちづくり総合計画、公共施設再配置計画などの市の方向性を決定する計画等が該当します。

第6条第1項第2号

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃



市民参画条例、情報公開条例などの条例定等が該当します。

第6条第1項第3号

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

個人情報保護条例、空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例の制定等が該当します。

第6条第1項第4号

市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

ゴミの分別収集制度、小中学校通学区域制度などの制度の導入等が該当します。

第6条第1項第5号

大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更



周南市庁舎建設基本計画、駅ビル整備基本構想、学び・交流プラザ整備計画など事業費がおおむね10億円以上の公共の用に供する施設の計画策定等が該当します。

第6条第3項

第6条各号に規定するもの以外のものであっても市民参画の対象事業とすることができます。

第6条第3項に該当する案件は、まちづくり、福祉、教育など市政の様々な分野で活用されています。



第14条

市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。市民の皆さんのまちづくりに対する思いを、市政に反映させるため、市の施策や地域課題などの政策に対する建設的な提言を求める「まちづくり提言」制度を始め、市長と市民が直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換を行う「市長と話そう。[共に。カフェ]」などの取り組みが行われています。

2 市民参画の方法の解説

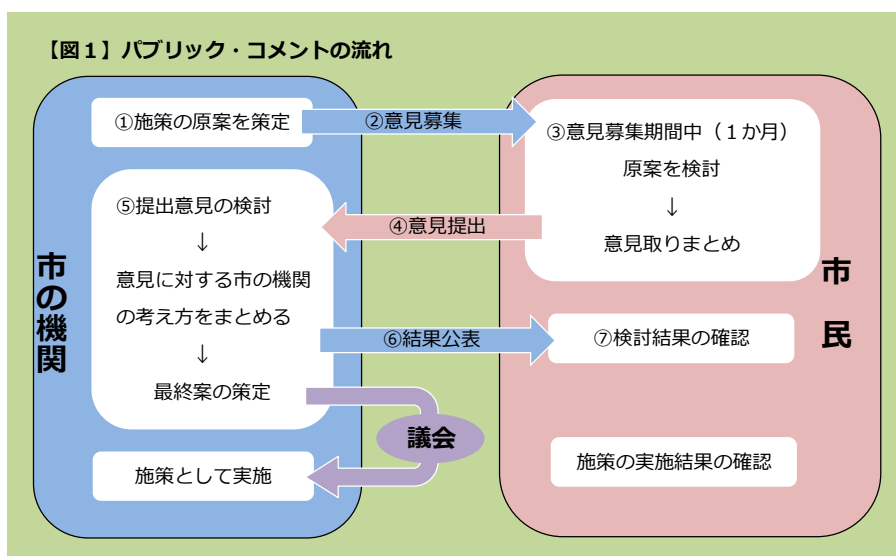
市民参画条例第7条では、市民参画の方法が次の通り規定されています。ここでは、市民参画の各方法について解説を行って行きます。

(1) パブリック・コメント

パブリック・コメントは、市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。

市民から多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図れることから市の施策の様々な場面で活用されています。

(【図1】参照)



(2) 市民説明会・ワークショップ

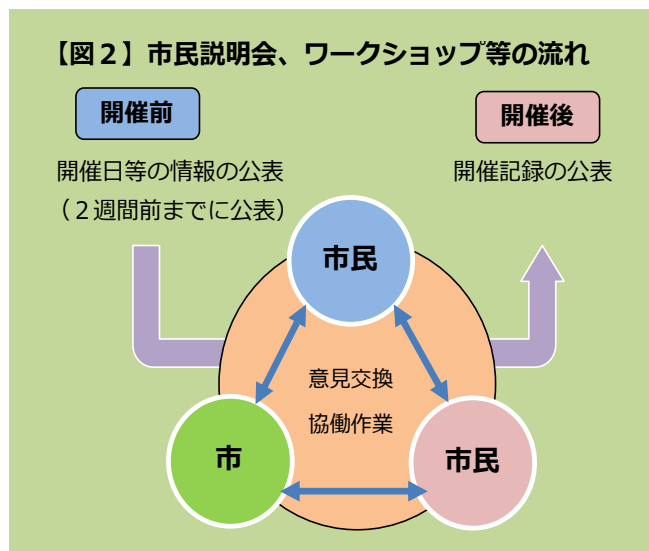
市民説明会は、市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、または討議する方法です。

地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わることが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聞くことができます。

ワークショップは、市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作りあげていく方法です。

参加者が現場を見ながら議論したり模型を組み立てる中から課題や解決案を見出したりといった参加型体験を通して合意形成を図る

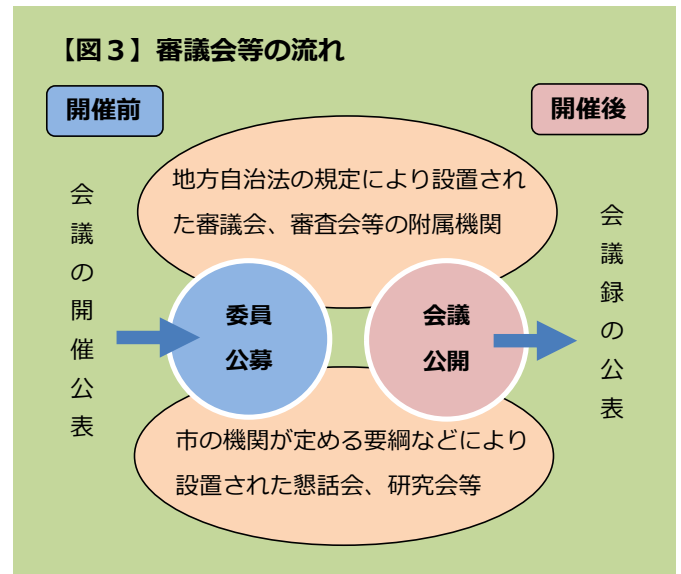
ため、参画意識が高まると共に満足度が高いものとなります。(【図2】参照)



(3) 審議会等

審議会等は、審議会、審査会等の附属機関や、市の機関が定める要綱などにより設置された懇話会、研究会等に市の機関が諮問することにより意見などを求める方法です。

審議会等では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申・提言等を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。
 (【図3】参照)



(4) 市の機関が適当と認める方法

市民参画の手法については、時代と共に新しい方法が考えだされ、変化し続けていることから、条例第7条第5号の規定により、効果的であれば、その他の方法を使用できると定められています。

この規定に基づき、市の機関が適当と認め、使用している方法は次の通りです。
 (【図4】参照)

■アンケート

多くの人に同じ質問をして回答を求める調査法で、各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。

多種多様な価値観を持つ市民の意向（ニーズ）や、物事の実態を把握・評価するうえで有効です。

■ヒヤリング

団体・グループや個人に対し聞き取りする方法で、アンケートと並んで各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。

聴き手と、調査対象者が顔を合わせることから、相手に調査の目的を説明しやすく、かつ相手の意見をしっかり聞くことが可能です。

■公聴会

一般に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指します。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聞く形で開催されます。

行政主導で多様な市民意見を聞く場であり、一般的に質疑応答は行わないという特徴があります。

■モニター

公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定の期間の中で、ヒヤリング対象となる市民・団体などの意見を複数回以上求めることができます。

様々な立場の市民の意見を聴取することができ、行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができます。

■フォーラム・シンポジウム

フォーラムは、一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会です。

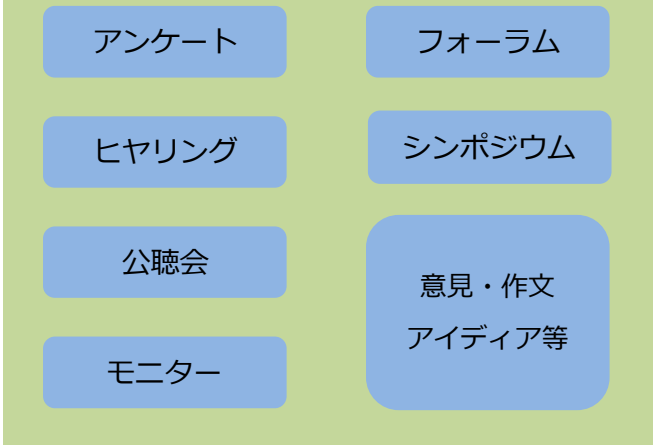
シンポジウムは、一つの話題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会です。

討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能です。数回にわたり発展的に開催していくことで、意識啓発を継続的・発展的に行うことができます。

■意見・作文・アイデア等の募集

テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法です。募集方法は、広報紙、チラシ、ポスターなどで広報するほか、事業の対象により学校、事業所、各種団体などに呼びかける場合もあります。

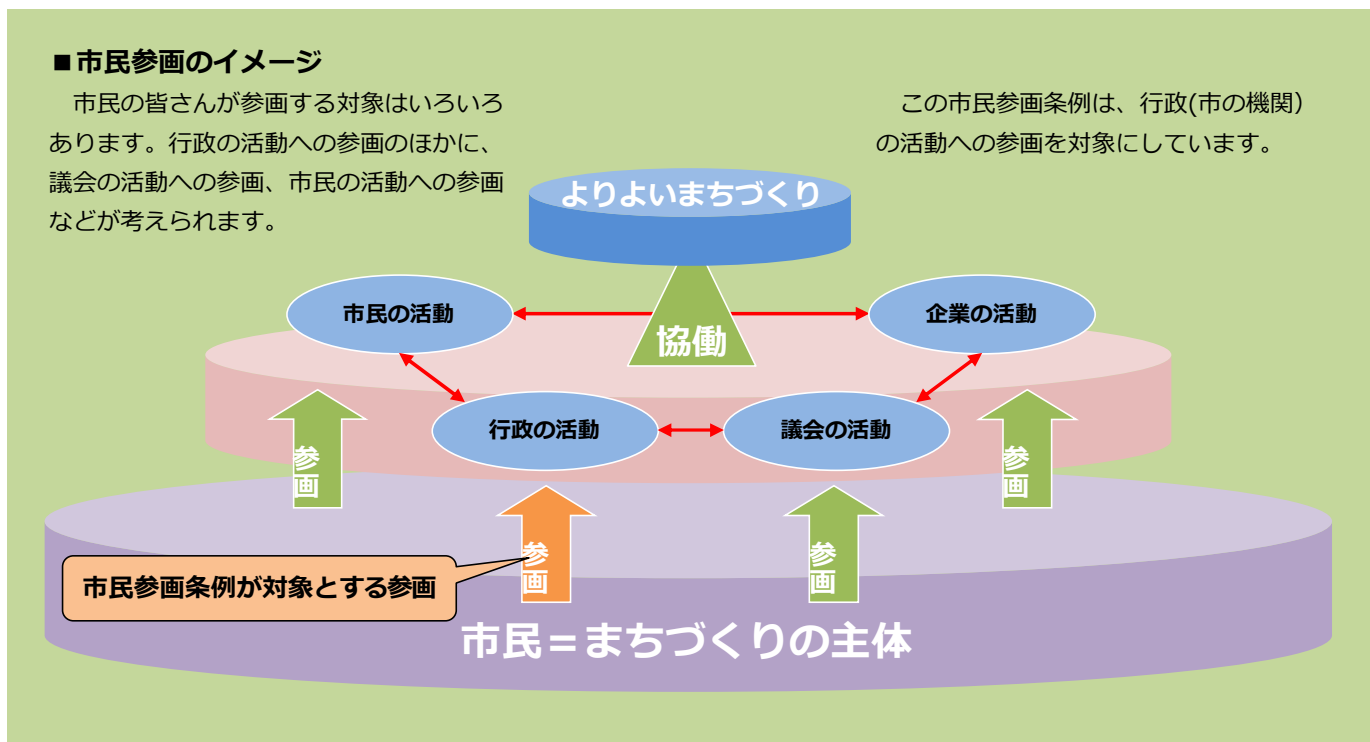
【図4】市の機関が適当と認める方法



■市民参画のイメージ

市民の皆さんが参画する対象はいろいろあります。行政の活動への参画のほか、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この市民参画条例は、行政(市の機関)の活動への参画を対象にしています。



3 周南市市民参画実施状況の概要

(1) 市民参画に取組んだ課所室等の推移

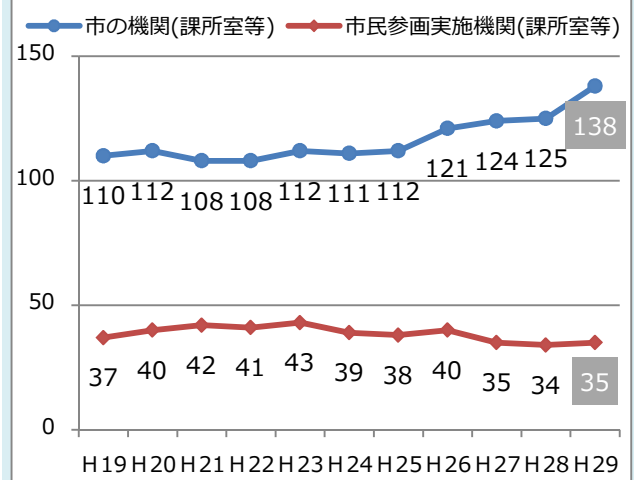
周南市市民参画条例第16条の規定に基づき、市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）に置かれている138の課所室等を対象に、平成29年度の市民参画実施状況を調査しました。

その結果、35の課所室等において、市民参画の取組みがありました。前年度の実施状況と比較すると、1課所室等の増加となりました。

（【グラフ1】参照）

現状分析 条例制定以降の実施状況

【グラフ1】市民参画に取組んだ課所室の推移

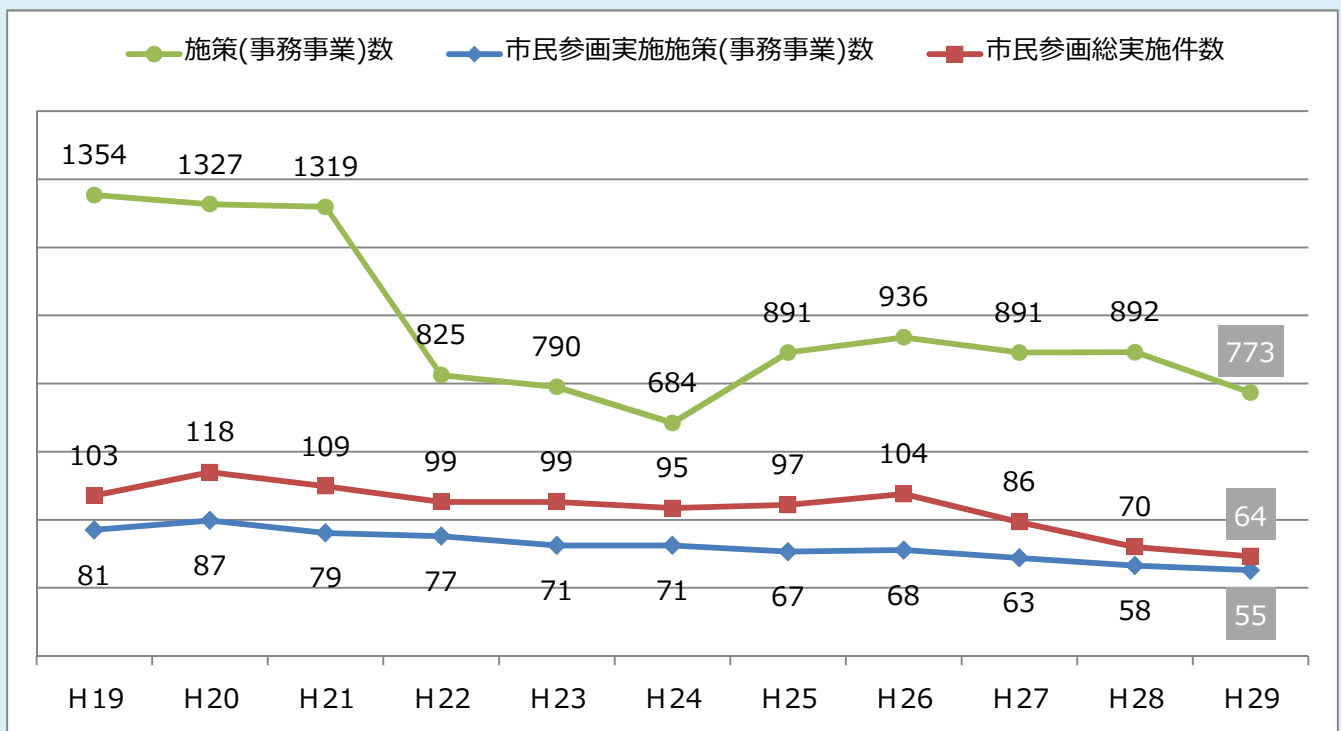


(2) 施策数及び実施件数の推移

平成29年度の市が実施した773施策（事務事業）のうち、市民参画に取組んだ施策（事務事業）は、55施策（事務事業）、実施件数は64件でした。

昨年度と比較すると、市民参画に取組んだ施策数は3施策（事務事業）の減少、実施件数は6件の減少となりました。（【グラフ2】参照）

【グラフ2】市民参画実施状況の推移

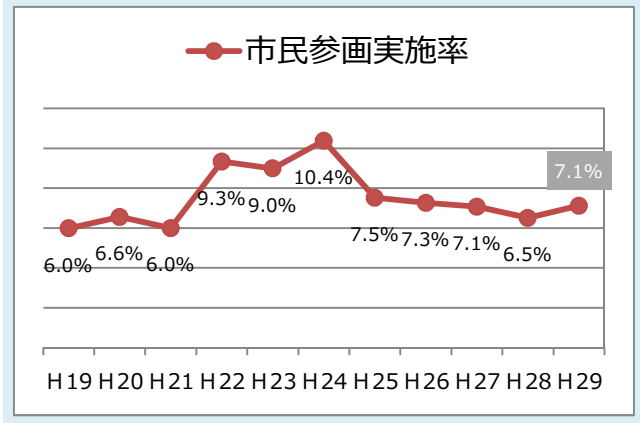


平成 29 年度の市民参画実施率は市全体の施策の 7.1%でした（【グラフ 3】参照）

市民参画を制定した平成 19 年以降、本市の施策（事務事業）数は減少傾向にあります。おおむねそれに連動した形で市民参画に取り組む施策数も減少傾向にあります。

一方で、市民参画を実施した施策の割合をみると、年度により変化はみられるものの、全体の施策の 6～10%で推移しており、条例制定時と比較して大きな変化はないと考えられます。

【グラフ 3】市民参画実施率の推移



(3) 市民参画条例条項別施策数

周南市市民参画条例第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第 6 条第 2 項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。

第 6 条第 3 項では、第 6 条第 1 項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

その他第 1 4 条では、市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第 2 章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。

これらの条項別の実施状況を見ると、市全体の施策数そのものは減少しているものの第 6 条第 3 項の規定により実施した市民参画の手法を用いたものが多く、条例制定事項以外の施策についても積極的に市民参画の手法を用いている状況にあります。（【表 1】参照）

【表 1】市民参画条例条項別施策数

第 6 条第 1 項第 1 号	23
第 6 条第 1 項第 2 号	0
第 6 条第 1 項第 3 号	0
第 6 条第 1 項第 4 号	2
第 6 条第 1 項第 5 号	1
第 6 条第 3 項	30
第 1 4 条	6
その他の法令	2

(4) 市民参画の手法内訳の推移

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第 7 条に定めており、第 1 号に「パブリック・コメント」、第 2 号に「市民説明会」、第 3 号に「ワークショップ」、第 4 号に「審議会等」の手法をそれぞれ掲げています。

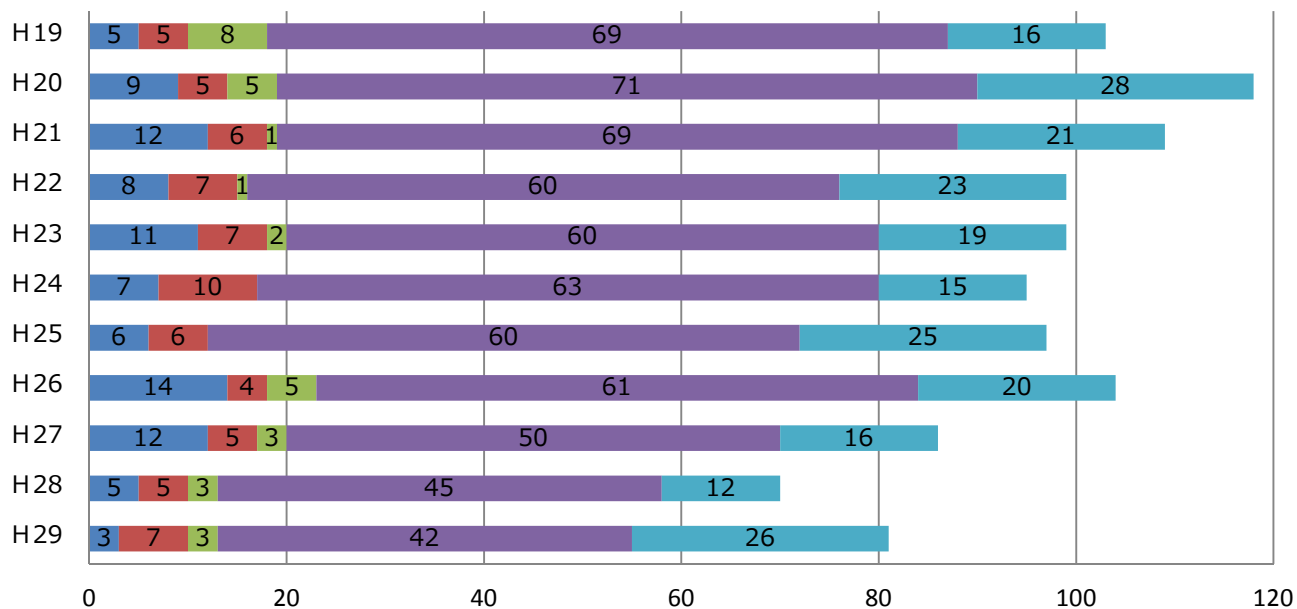
また、市民参画の方法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第 7 条第 5 号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

以下のグラフでは、条例制定以降の市民参画の手法別内訳の推移を示しています。

本市の特徴として、市民参画を制定した平成 19 年以降「審議会等」の手法が多く用いられて

いますが、平成29年度においては「その他市の機関が適当と認める方法」も多く用いられました。（【グラフ4】参照）

【グラフ4】市民参画の手法内識別の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
■ パブリックコメント	5	9	12	8	11	7	6	14	12	5	3
■ 市民説明会	5	5	6	7	7	10	6	4	5	5	7
■ ワークショップ	8	5	1	1	2	0	0	5	3	3	3
■ 審議会等	69	71	69	60	60	63	60	61	50	45	42
■ その他市の機関が適当と認める方法	16	28	21	23	19	15	25	20	16	12	26

4 市民参画手法別実施状況の概要

(1) パブリック・コメント実施状況の推移

平成 29 年度の「パブリック・コメント」の実施件数は 3 件でした。

昨年度と比較すると、2 件の減少となっています。（【グラフ 5-1 参照】）

また、意見提出者は 11 人（1 団体を含む）、意見提出数は 24 件でした。

昨年度と比較すると、意見提出者は 3 人の増加、意見提出数は 62 件の減少となっています。（【グラフ 5-2】参照）

(2) 市民説明会実施状況の推移

平成 29 年度の市民説明会の実施件数は 7 件、開催回数は 93 回でした。

昨年度と比較すると実施件数は 2 件、開催回数は 72 回の増加となっています。

（【グラフ 6-1】参照）

また、市民説明会参加者数は延べ 870 人でした。

昨年度と比較すると、527 人の増加となっています。1 回当たりの平均参加者数は 9.4 人でした。（【グラフ 6-2】参照）

(3) ワークショップ実施状況の推移

平成 29 年度の「ワークショップ」の実施件数は 3 件、実施回数は 8 回でした。

昨年度と比較すると、実施件数に増減はありませんが、開催回数は 1 回の減少となっています。（【グラフ 7-1】参照）

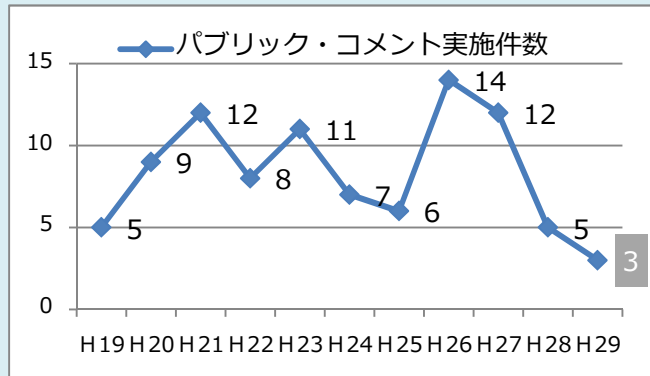
また、ワークショップ参加者数は延べ 177 人でした。

昨年度と比較すると、195 人の減少となっています。1 回当たりの平均参加者数は 22.1 人でした。（【グラフ 7-2】参照）

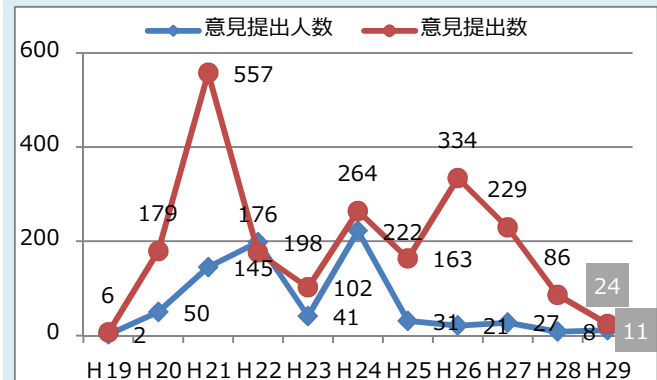
現状分析

市民参画手法別実施状況

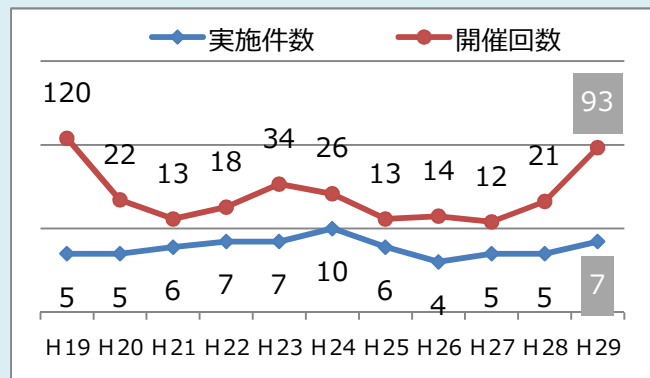
【グラフ 5-1】パブリック・コメント実施件数の推移



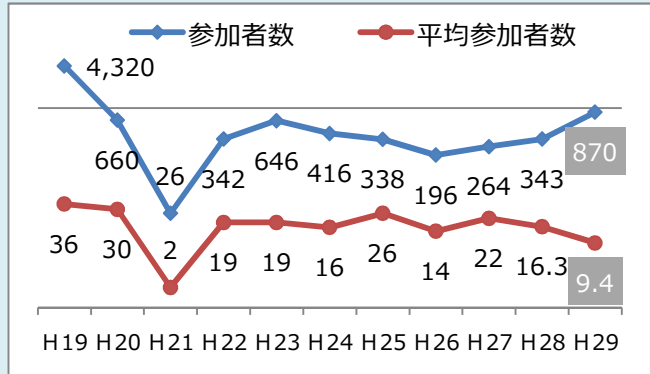
【グラフ 5-2】パブリック・コメント意見提出状況の推移



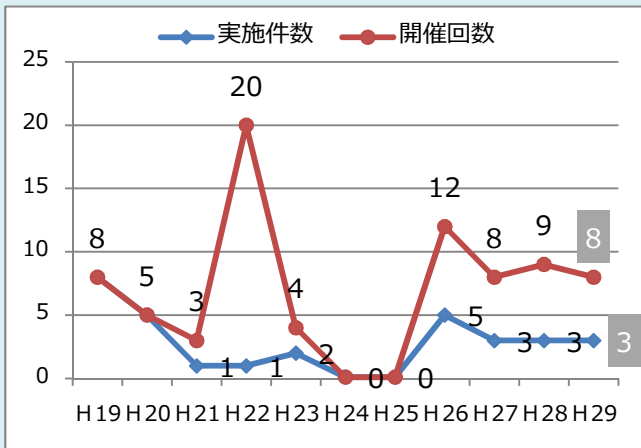
【グラフ 6-1】市民説明会実施件数の推移



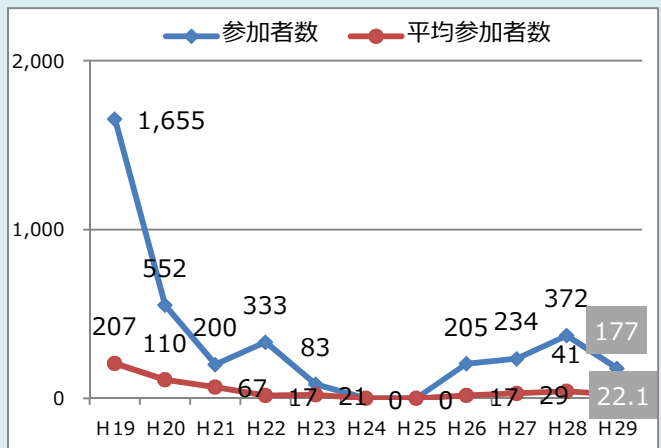
【グラフ 6-2】市民説明会参加者数の推移



【グラフ 7-1】 ワークショップ実施件数の推移



【グラフ 7-2】 ワークショップ参加者数の推移



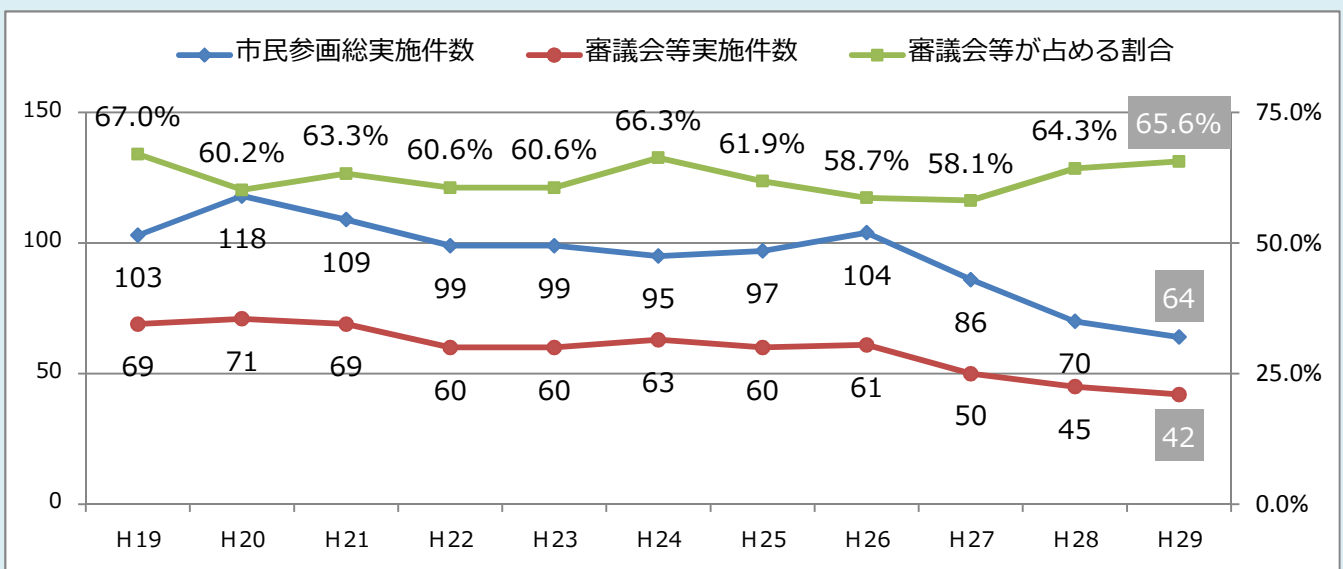
(4) 審議会等実施状況の推移

平成 29 年度の「審議会等」の実施件数は 42 件、開催回数は 323 回でした。昨年度と比較すると 3 件の減少となっています。

審議会等の手法は、審議会等に市の機関が諮問などを行うことにより意見を求める方法として、様々な施策で活用されています。本市では市民参画の手法として最も多く活用されており、平成 29 年度においては、全体の実施件数（64 件）の半数以上の 65.6%を占めています。

（【グラフ 8】 参照）

【グラフ 8】 審議会等実施件数の推移



(5) 市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移

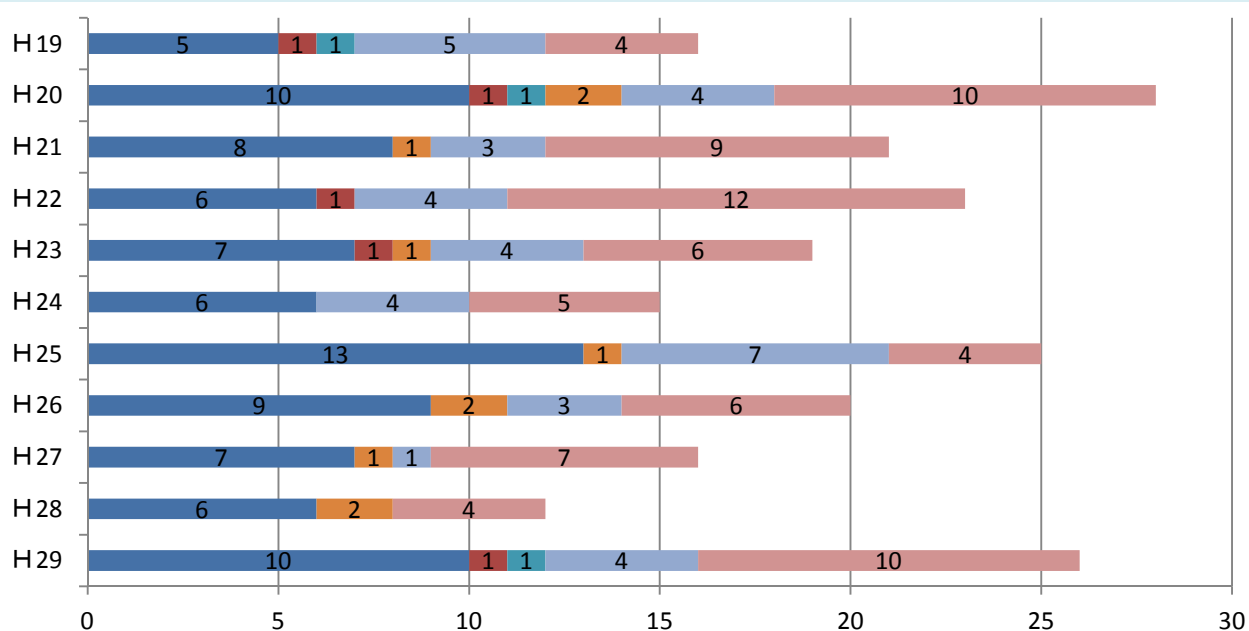
周南市市民参画条例第7条第1項第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

平成29年度の市の機関が適当と認める方法を使用した市民参画実施件数は26件でした。昨年度と比較すると14件の増加となっています。

用いられた手法別にみると、「アンケート」の実施件数は10件、「ヒヤリング」の実施件数は1件、「フォーラム」の実施件数は1件、「意見・作文・アイデア等の募集」の実施件数は4件、「その他の方法」の実施件数は10件でした。

「公聴会」「モニター」「シンポジウム」による市民参画の実施はありませんでした。
 (【グラフ9】参照)

【グラフ9】市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
■ アンケート	5	10	8	6	7	6	13	9	7	6	10
■ ヒヤリング	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1
■ 公聴会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ モニター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■ フォーラム	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
■ シンポジウム	0	2	1	0	1	0	1	2	1	2	0
■ 意見・作文・アイデア等の募集	5	4	3	4	4	4	7	3	1	0	4
■ その他の方法	4	10	9	12	6	5	4	6	7	4	10
合計	16	28	21	23	19	15	25	20	16	12	26

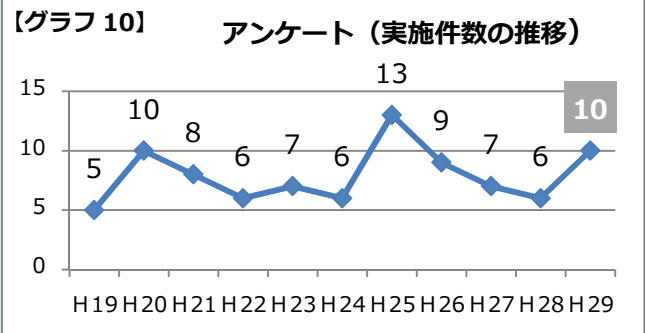
市の機関が適当と認める方法で用いられた手法別の詳細については、次の通りです。

「アンケート」

平成 29 年度の「アンケート」の手法を用いた市民参画実施件数は 10 件、実施回数は 10 回、提出数は 10,644 件でした。

主にイベント参加者の意向調査や、計画策定のために用いられています。

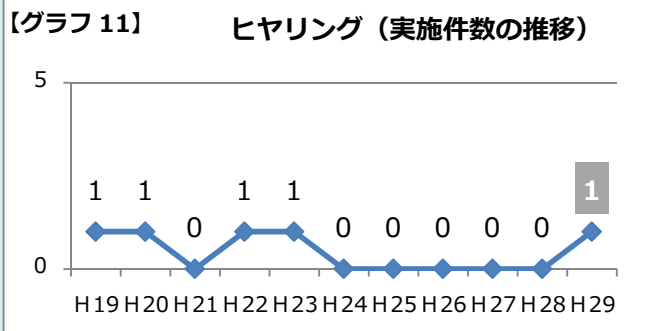
（【グラフ 10】 参照）



「ヒヤリング」

平成 29 年度の「ヒヤリング」の手法を用いた市民参画実施件数は 1 件、実施回数は 2 回でした。

主に計画策定のための実態調査として用いられました。（【グラフ 11】 参照）

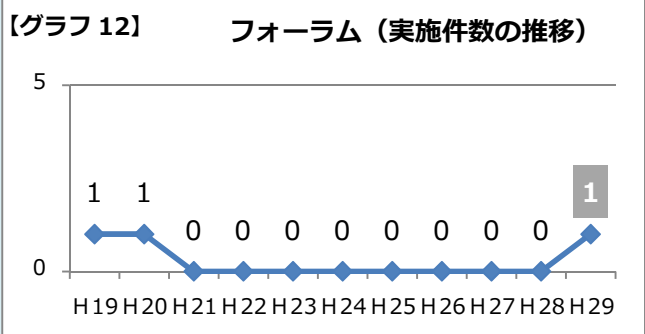


「フォーラム」

平成 29 年度の「フォーラム」の手法を用いた実施件数は 1 件、実施回数は 1 回、参加者は 203 人でした。

フォーラムの参加者は、後日開催された住民ワークショップへの参加につながりました。

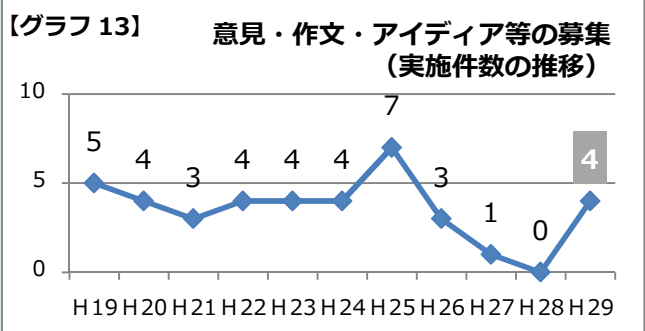
（【グラフ 12】 参照）



「意見・作文・アイデア等の募集」

平成 29 年度の「意見・作文・アイデア等の募集」の手法を用いた実施件数は 4 件、実施回数は 14 回、提出数は 67 件でした。

主に計画策定のための意見聴取として用いられました。（【グラフ 13】 参照）



「その他の方法」

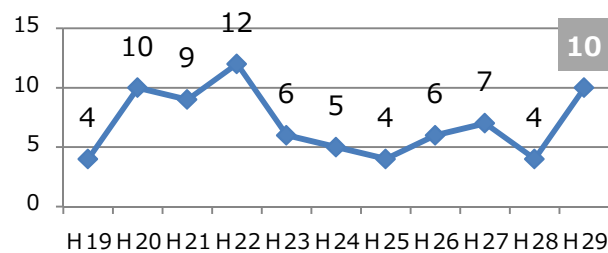
平成 29 年度の「その他」の手法を用いた実施件数は 10 件、実施回数は 20 回でした。

また、参加者は延べ 86,231 人、意見等の提出数は 754 件でした。

その他の手法として、まちづくり提言制度や市長と語ろう「共にカフェ」、実行委員会、学校運営協議会などが用いられました。

（【グラフ 14】 参照）

【グラフ 14】 その他の方法（実施件数の推移）



5 市の職員の人材育成等について

周南市市民参画条例第 17 条では「市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。」と定めています。

これに基づき、市では、市職員の適正な市民参画の推進を目指し、次のとおり職員人材育成に取り組んでいます。

(1) 職員研修の実施

市では、条例制定当初より、市の各課所室に市民参画実施責任者を定め、職員が施策を考え、進めるに当たり、市民参画における場づくりの必要性と意義を考える機会として、職員研修を実施しています。

平成 29 年度は、市民参画実施責任者及び事業担当者を対象に実施し、51 課所室から 59 人の職員が受講しました。

開催日	平成 30 年 1 月 22 日
内 容	テーマ「共創の地域づくりに向けた市民参画のあり方について」 講 師 速水 聖子 氏（山口大学人文学部 教授）
参加者数	市民参画実施責任者・事業担当者 51 課所室 59 人

(2) 市民参画の方法を有効に運用できる人材の養成

市民参画の方法の一つであり、様々なまちづくりの場面での合意形成に有効であるワークショップを普及していくため、また、様々な会議などの場面で、参加者から意見を引き出し、円滑に会議を進めるうえでファシリテーターの存在は必要不可欠です。

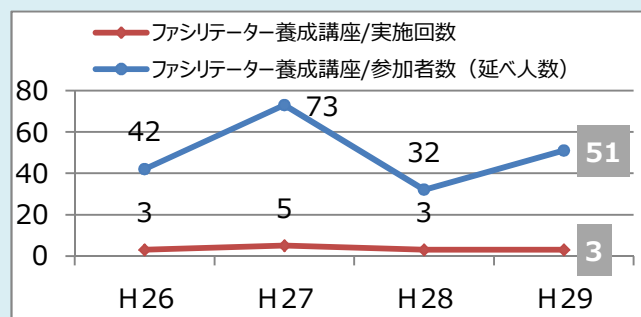
市では平成 26 年度より、ファシリテータースキルを有する職員の養成を目的とした研修を継続的に実施しています。

平成 29 年度は、各公民館主事及び受講を希望する職員を対象に 3 回実施し、34 課所室から延べ 51 人の職員が受講しました。

これまでの 4 年間で、延べ 198 人の職員が受講し、ワークショップや様々な会議の場面でファシリテータースキルを発揮し、市民参画の推進につなげています。

（【グラフ 15】 参照）

【グラフ 15】 ファシリテーター養成講座実施状況



開催日	内 容	参加対象及び参加者数
平成 29 年 6 月 12 日	ファシリテーター養成講座（初級編）	各公民館主事・受講希望者 初級編 26 人
平成 29 年 6 月 27 日	ファシリテーター養成講座（実践編①）	実践編① 12 人
平成 29 年 7 月 18 日	ファシリテーター養成講座（実践編②）	実践編② 13 人 34 課所室 延べ 51 人

6 全体を通して

平成 29 年度は市民参画条例制定から 10 年目となる節目となりました。

この間、市の機関が取組む施策数は毎年度一定ではなく、社会情勢の変化などの影響を受けて増減してきました。

こうした中、平成 29 年度においては、平成 28 年度に行った市民参画ガイドラインの改定を受け、市民参画実施責任者及び事業担当者に向け、改めて市民参画の必要性、重要性について意識づけを行いました。

こうした取り組みの成果として、市全体の施策における市民参画を実施した施策の割合が 6.5%から 7.1%に改善されています。また、市民参画条例において、市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策にあっても、積極的に市民参画の対象とし、広く市民の意見を反映するように努めており、平成 29 年度に市民参画を実施した 64 件中のうち 36 件が該当します。

このように、市民参画条例を制定した平成 19 年以降、幅広い立場の市民が様々な形で市政に参画していますが、実際に参加・参画した市民の数を見ると、条例制定時から飛躍的に増えたとは言えず、市民参画条例の前文にある、この条例の理念を広く市民に周知することこそが、市民参画の推進につながるものと考えます。

今後も様々な手法により、各世代に向けたわかりやすい情報提供、周知に努め、複雑多様化する地域課題を解決し、持続可能な地域づくりの実現に向けて、職員への啓発を図るとともに、市民参画の手法をより効率的に用いるための工夫を継続して行う事で、市民の皆さんと市の共働によるまちづくりを推進していきたいと考えています。

平成 29 年度 市民参画年次報告

市民参画手法別実施状況

※ 施設分類別計画策定については、施設マネジメント課が主管課となり、各施設を所管する関係各課がそれぞれの方法で市民参画を実施しました。

所屬名称	事務事業名称	名称	根拠条文	ハブコム	市民説明会	ワークショップ	審議会	アンケート	ヒヤリング	公聴会	モニター	フォーラム	シンポジウム	意見・作文	その他	
政策推進部	企画課	企画管理事務	周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議	第6条第1項第1号												
	企画課 (行政改革推進室)	行政改革関係	周南市行政改革審議会	第6条第1項第1号												
	秘書課	秘書事務管理	まちづくり推進制度 市長と語る。[共に。カエ]	第6条第3項 第6条第3項												○
	施設マネジメント課	公共施設マネジメント推進事業	公共施設配適和田モデル事業	第6条第3項		○										○
	行政官務課	政治倫理審査会	周南市政治倫理審査会	第6条第1項第1号 第14条												
	情報公開事務	情報公開事務	周南市情報公開・個人情報保護審査会	第14条												
	市民参画推進事業	市民参画推進事業	周南市市民参画推進審議会	第6条第3項												
	地域づくり推進課	地域づくり支援事業	地域づくり推進協議会	第6条第3項												
	地域づくり推進課	施設分規別計画の策定	施設分規別計画策定に係る意見聴取	第6条第1項第1号												○
	地域づくり推進課 (中山間地域振興課)	施設分規別計画の策定	施設分規別計画策定に係る意見聴取	第6条第1項第1号												○
文化スポーツ課	美術館資料収集事業	周南市美術館資料収集委員会	第6条第3項													
観光交流課	国際交流運営事業	国際交流ボランティア運営委員会	第6条第3項												○	
観光交流課	観光行事	花びらまつり	第6条第3項					○								
環境生活部	環境政策課	環境基本計画推進事業	周南市環境基本計画推進委員会	第6条第1項第1号												
	リサイクル推進課	ごみ対策推進事業	周南市ごみ対策推進審議会	第6条第3項												
	生活安全課	空家対策関係事業	空家対策協議会	第6条第3項												
	生活安全課	交通安全関係事業	周南市交通安全共済の自治会取りまとめに関するアンケート	第6条第3項					○							
	人権推進課	施設分規別計画の策定	施設分規別計画策定に係る意見聴取	第6条第1項第1号												○
	人権推進課	人権推進事業	周南市人権推進審議会	第6条第1項第1号												
	人権推進課	関係団体運営事業	周南市関係団体運営委員会	第6条第3項												
	人権推進課 (男女共同参画室)	男女共同参画推進事業	周南市男女共同参画推進委員会	第6条第1項第1号												
	地域福祉課	社会福祉総務一般事務	地域福祉計画評価委員会	第6条第1項第1号												
	地域福祉課	生活支援体制整備事業	共に支え合おうまつりのフォーラム	第6条第3項									○			
福祉医療部	地域福祉課	地域包括支援センター運営事業	周南市地域包括支援センター運営協議会	第6条第1項第1号												
	地域福祉課 (指導監査室)	施設分規別計画の策定	施設分規別計画策定に関するアンケート	第6条第1項第1号												
	介護保険一般事務	介護保険一般事務	周南市地域包括支援センター運営委員会	第6条第3項												
	高齢者支援課	老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	周南市高齢者プラン(第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)の策定	第6条第1項第1号					○							
	高齢者支援課	介護認定審査会	介護認定審査会	第14条												
	高齢者支援課	施設分規別計画の策定	施設分規別計画策定に係る意見の募集	第6条第1項第1号												○
	障害者支援課	地域自立支援協議会運営事業	周南市障害福祉計画(第5期)・周南市障害児福祉計画(第1期)の策定	第6条第1項第4号 第6条第1項第4号												
	障害者支援課	子どもの明るいまえかサポート事業	周南市子どもの生活に関する実態調査	第6条第1項第1号												
	次世代支援課	婚活応援ミーティング	婚活応援ミーティング	第6条第3項												○
	健康づくり推進課	健康推進事業	周南市こども育成支援対策審議会	第6条第1項第1号												○
健康づくり推進課	食育推進事業	施設分規別計画の策定	施設分規別計画策定に係る説明会、意見聴取	第6条第1項第1号												
健康づくり推進課	健康推進事業	健康づくり推進協議会	第6条第1項第1号													
健康づくり推進課	食育推進事業	食育推進市民会議	第6条第1項第1号													

所属名称	所属名称	事業名称	名称	根拠条文	ハワコム	市民説明会	ワークショップ	審議会	アンケート	ヒヤリング	公聴会	モニター	フォーラム	シンポジウム	懇話・作文	その他		
経済産業部	商工振興課	水産利活用推進事業	周南市水産利活用協議会	第6条第1項第1号				○										
		地域連携・低炭素水産技術実証事業	燃料電池自動車カーシェアリング利用者アンケート	その他						○								
		地方創生推進交付金事業（女性雇用マッチング事業）	子育て世代女性の就労に係る実態・ニーズ調査	第14条													○	
		施設分別計画の策定	施設分別計画策定に係る意見聴取	第6条第1項第1号					○									
	都市整備部	農林課（地方卸売市場）	地方卸売市場管理一般事務	周南市地方卸売市場運営審議会	第6条第3項				○									
			水産課	大島干場を育てる会設立総会	第6条第3項					○								○
		都市政策課	施設分別計画の策定	施設分別計画策定に係る文書照会	第6条第1項第1号													
			市地権者線通行実証事業	周南市のむらび移動に関する調査	第14条						○							
			集約型まちづくり推進事業	立地適正化計画の策定に係る説明会・意見聴取	第6条第1項第1号					○								
			都市施設調査事業	周南市都市計画道路見直し方針（案）の策定	第6条第1項第1号	○												
新南陽総合支所	都市政策課（公共交通対策室）	都市計画一般事務	周南市都市計画審議会	第6条第1項第1号				○										
		都市政策課（公共交通対策室）	公共交通ネットワーク形成事業	第6条第1項第1号					○									
	建築指導課（開発指導室）	建築指導課	建築開発指導事業	周南市建築審査会	その他													
		公園花々みどり課	永源山公園つづまりについて	第6条第3項						○								
	区画整理課	久米中央土地区画整理一般事務	久米中央土地区画整理審議会	第6条第1項第1号					○									
		久米中央土地区画整理一般事務	久米中央土地区画整理評価委員会	第6条第1項第1号					○									
	地権政策課	富田西部第一土地区画整理一般事務	富田西部第一土地区画整理審議会	第6条第1項第1号					○									
		施設分別計画の策定	施設分別計画策定に係る説明会・意見交換	第6条第1項第1号														
	鹿野総合支所	地権政策課	鹿野総合支所施設整備に係る住民説明会	鹿野総合支所施設整備に係る住民説明会	第6条第5号													
			青少年育成センター運営事業	周南市青少年育成センター運営委員会	第6条第3項					○								
成人式開催事業		成人式開催事業	成人式実行委員会	第6条第3項													○	
		大田原自然の家管理運営事業	周南市大田原自然の家運営協議会	第6条第3項					○									
文化財保護一般事務		周南市文化財審議会	周南市文化財審議会	第6条第3項					○									
		公民館管理運営事業	周南市公民館運営協議会	第6条第3項					○									
社会教育委員会		公民館の市長部局移管に係る説明会・意見交換	公民館の市長部局移管に係る説明会・意見交換	第6条第3項					○									
		社会教育委員会	周南市社会教育委員会	第6条第3項													○	
人権教育課		施設分別計画の策定	施設分別計画策定に係る意見聴取	第6条第1項第1号					○									
		地権教育推進事業	周南市人権教育推進協議会	第6条第1項第1号					○									
学校教育課	施設分別計画の策定	施設分別計画策定に係る意見聴取	第6条第1項第1号												○			
	コミュニケーション事業	学校運営協議会	第6条第3項													○		
中央図書館	学校給食課	学校給食費一般事業	周南市立学校給食センター運営協議会	第6条第3項				○										
	図書館管理運営	周南市学校給食センター給食協議会	周南市学校給食センター給食協議会	第6条第3項														
		図書館管理運営	周南市立図書館協議会	第14条														

市民参画実施事業別実施件数

市民参画に用いた方法別実施件数	パブリックコメント	3件	公聴会	0件
市民説明会	7件	モニター	0件	
ワークショップ	3件	フォーラム	1件	
審議会	42件	シンポジウム	0件	
アンケート	10件	意見・作文・アイデア等の募集	4件	
ヒヤリング	1件	その他	10件	

市民参画実施事業別実施件数

市民参画実施事業別実施件数	第6条第1項第1号	23件
第6条第1項第2号	0件	
第6条第1項第3号	0件	
第6条第1項第4号	2件	
第6条第1項第5号	1件	
第6条第3項	30件	
第14条	6件	
その他の法令	2件	

7 平成29年度 市民参画年次報告 市民参画手法別実施状況

(1) パブリック・コメント

実施件数 3件
 意見提出者数 10人+1団体
 意見提出数 24件

根拠条例

第6条第1項第1号	3
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	0
第14条	0
その他の法令	0

周南市都市計画道路見直し方針（素案）に対するパブリックコメント		
担当部署	都市政策課	
事務事業名	都市施設調査事業	
根拠条例	第6条第1項第1号	
募集期間	平成29年9月1日から 平成29年10月2日まで	
意見提出数	19件 7人+1団体	
対象者	市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、そのほか、周南市都市計画道路の見直しに関して利害関係を有するもの	
所管課評価	妥当性	高 7人、1団体の方から、19件の意見をいただくことができた。
	効果	中 本方針に対する意見を確認することができた。

周南市高齢者プラン「第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年度～平成32年度）（素案）に係るパブリック・コメント		
担当部署	高齢者支援課	
事務事業名	老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	
根拠条例	第6条第1項第1号	
募集期間	平成30年1月15日から 平成30年2月14日まで	
意見提出数	なし	
対象者	市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	
所管課評価	妥当性	低 匿名ではあるが1人の方から7件のコメントをいただくことができた。
	効果	低 匿名ではあるが意見をもとに、計画の参考とすることができた。

周南市障害福祉計画（第5期）・周南市障害児福祉計画（第1期）（素案）に関するパブリックコメント		
担当部署	障害者支援課	
事務事業名	地域自立支援協議会運営事業	
根拠条例	第6条第1項第1号	
募集期間	平成30年1月24日から 平成30年2月23日まで	
意見提出数	5件 3人	
対象者	市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学されている方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	
所管課評価	妥当性	高 3人の方から5件のコメントをいただくことができた。
	効果	高 意見をもとに、計画の見直しにつながった。

(2) 市民説明会実施状況

実施件数 7件
 開催回数 93回
 参加者数 延べ 870人

第6条第1項第1号	4
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	2
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	1
第6条第3項	0
第14条	0
その他の法令	0

第1回 榑浜児童館利用者・住民向け説明会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	施設分類別計画の策定(榑浜児童館)		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	子ども関連施設分類別計画の策定にあたり、基本方針の説明を実施するため。		
開催日・場所	平成29年4月19日 榑浜公民館		
対象者・参加者数	榑浜児童館利用者・榑浜地区住民 11人		
所管課評価	妥当性	高	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。

第2回 榑浜児童館利用者・住民向け説明会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	施設分類別計画の策定(榑浜児童館)		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	子ども関連施設分類別計画の策定にあたり、基本方針の説明を実施するため。		
開催日・場所	平成29年4月22日 榑浜公民館		
対象者・参加者数	榑浜児童館利用者・榑浜地区住民 6人		
所管課評価	妥当性	高	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。

尚白園児童館利用者・住民向け説明会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	施設分類別計画の策定(尚白園児童館)		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	子ども関連施設分類別計画の策定にあたり、基本方針の説明を実施するため。		
開催日・場所	平成29年6月3日 尚白園		
対象者・参加者数	尚白園児童館利用者・今宿地区住民 6人		
所管課評価	妥当性	高	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。

公共施設再配置和田モデル事業 地域説明会			
担当部署	施設マネジメント課		
事務事業名	公共施設マネジメント推進事業		
根拠条例	第6条第3項		
開催目的	和田地域において公共施設再配置モデル事業を行うにあたり、その内容等を地域へ説明するため		
開催日・場所	平成29年6月9日 和田公民館		
対象者・参加者数	和田地域住民 40人		
所管課評価	妥当性	高	事業の必要性などについて、地域の方に直接説明できた。
	効果	高	その後の協議に円滑に移ることができた。

まちと公共交通のあり方に係る住民説明会			
担当部署	都市政策課（公共交通対策室）		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業 公共交通ネットワーク形成事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	周南市立地適正化計画及び周南市地域公共交通網形成計画の周知。また居住促進区域や公共交通再編の方向性を説明し、意見交換を行う。		
開催日・場所	平成29年6月14日、16日、19日、22日、27日、28日、30日 コアプラザかのほか6会場		
対象者・参加者数	どなたでも 108人		
所管課評価	妥当性	高	活発な意見交換が行われた。
	効果	高	コンパクトプラスネットワークについて考える機会を提供できた。

各施設運営協議会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	公民館管理運営事業ほか		
根拠条例	第6条第3項		
開催目的	公民館の市長部局移管に関する説明を行い、意見交換を行うため		
開催日・場所	平成29年6月26日～7月28日 各施設（33か所）		
対象者・参加者数	各地区住民 204人		
所管課評価	妥当性	高	全地区で公民館運営にあたり中核となる人への説明ができた
	効果	高	全地区で公民館運営にあたり中核となる人への説明ができた

福川南児童館利用者・住民向け説明会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（福川南児童館）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	子ども関連施設分類別計画の策定にあたり、基本方針の説明を実施するため。		
開催日・場所	平成29年9月20日 新南陽ふれあいセンター		
対象者・参加者数	福川南児童館利用者・福川地区住民 14人		
所管課評価	妥当性	高	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。

東福祉館児童館利用者・住民向け説明会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（東福祉館児童館）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	子ども関連施設分類別計画の策定にあたり、基本方針の説明を実施するため。		
開催日・場所	平成29年10月11日 東福祉館		
対象者・参加者数	東福祉館児童館利用者・久米地区住民 10人		
所管課評価	妥当性	高	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。

富田東児童館利用者・住民向け説明会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	施設分類別計画の策定(富田東児童館)		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	子ども関連施設分類別計画の策定にあたり、基本方針の説明を実施するため。		
開催日・場所	平成29年10月28日 新南陽総合福祉センター		
対象者・参加者数	富田東児童館利用者・富田東地区住民 14人		
所管課評価	妥当性	高	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。

コンパクトなまちづくりに向けた住民説明会			
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	周南市立地適正化計画におけるコンパクトプラスネットワークの考え方を広く周知するとともに、居住促進区域の考え方について説明し、市民の意見等を直接聴取する。		
開催日・場所	平成29年11月7日、8日、9日、10日、15日、16日、17日 コアプラザかのほか6会場		
対象者・参加者数	どなたでも 100人		
所管課評価	妥当性	高	活発な意見交換が行われた。
	効果	高	コンパクトプラスネットワークについて考える機会を提供できた。

各施設運営協議会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	公民館管理運営事業ほか		
根拠条例	第6条第3項		
開催目的	公民館の市長部局移管に関する説明を行い、意見交換を行うため		
開催日・場所	平成30年1月15日～2月13日 各施設(32か所)		
対象者・参加者数	各地区住民 231人		
所管課評価	妥当性	高	全地区で公民館運営にあたり中核となる人への説明ができた
	効果	高	全地区で公民館運営にあたり中核となる人への説明ができた

第3回 榊浜児童館利用者・住民向け説明会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	施設分類別計画の策定(榊浜児童館)		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	榊浜児童館閉館及び今後の児童の居場所づくりについての説明を実施するため。		
開催日・場所	平成30年2月6日 榊浜公民館		
対象者・参加者数	榊浜児童館利用者・榊浜地区住民 18人		
所管課評価	妥当性	高	前2回の意見を踏まえた再検討案を説明できたため。
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。

鹿野総合支所施設整備に係る住民説明会			
担当部署	鹿野・地域政策課		
事務事業名	鹿野総合支所整備検討事業		
根拠条例	第6条第1項第5号		
開催目的	鹿野総合支所の施設整備について、市の方針を住民に説明するため。		
開催日・場所	平成30年3月3日 コアプラザかの		
対象者・参加者数	鹿野地区住民 103人		
所管課評価	妥当性	高	住民から多様な意見が出た。
	効果	高	関心を待たせることが出来た

富田東地区コミュニティセンター（とんとん会館）指定管理者への説明			
担当部署	新南陽地域政策課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（富田東地区コミュニティセンター）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	新南陽地域コミュニティセンター等施設分類別計画策定に伴い、施設の方向性に関し、指定管理者の意見を聴取するため		
開催日・場所	平成30年3月29日 富田東地区コミュニティセンター（とんとん会館）		
対象者・参加者数	指定管理者（代表者） 1人		
所管課評価	妥当性	高	指定管理者（代表者）の意見聴取ができた。
	効果	高	市の示した計画（案）に対して同意をいただいた。

地域交流センター（ほのぼの会館）指定管理者への説明			
担当部署	新南陽地域政策課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（地域交流センター）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	新南陽地域コミュニティセンター等施設分類別計画策定に伴い、施設の方向性に関し、指定管理者の意見を聴取するため		
開催日・場所	平成30年3月29日 地域交流センター（ほのぼの会館）		
対象者・参加者数	指定管理者（代表者） 1人		
所管課評価	妥当性	高	指定管理者（代表者）の意見聴取ができた。
	効果	高	市の示した計画（案）に対して同意をいただいた。

福川地区コミュニティセンター（福川会館）指定管理者への説明			
担当部署	新南陽地域政策課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（福川地区コミュニティセンター）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	新南陽地域コミュニティセンター等施設分類別計画策定に伴い、施設の方向性に関し、指定管理者の意見を聴取するため		
開催日・場所	平成30年3月29日 福川地区コミュニティセンター（福川会館）		
対象者・参加者数	指定管理者（代表者） 1人		
所管課評価	妥当性	高	指定管理者（代表者）の意見聴取ができた。
	効果	高	市の示した計画（案）に対して同意をいただいた。

福川南地区コミュニティセンター（みなみ会館）指定管理者（事務局長）への説明		
担当部署	新南陽地域政策課	
事務事業名	施設分類別計画の策定（福川南地区コミュニティセンター）	
根拠条例	第6条第1項第1号	
開催目的	新南陽地域コミュニティセンター等施設分類別計画策定に伴い、施設の方向性に関し、指定管理者の意見を聴取するため	
開催日・場所	平成30年3月29日 福川南地区コミュニティセンター（みなみ会館）	
対象者・参加者数	指定管理者（代表者） 1人	
所管課評価	妥当性	高 指定管理者（代表者）の意見聴取ができた。
	効果	高 市の示した計画（案）に対して同意をいただいた。

西部市民交流センター利用団体代表者への説明		
担当部署	新南陽地域政策課	
事務事業名	施設分類別計画の策定（西部市民交流センター）	
根拠条例	第6条第1項第1号	
開催目的	新南陽地域コミュニティセンター等施設分類別計画策定に伴い、施設の方向性に関し、利用者の意見を聴取するため	
開催日・場所	平成30年3月29日 西部市民交流センター	
対象者・参加者数	利用団体代表者 1人	
所管課評価	妥当性	高 利用団体代表の意見聴取ができた。
	効果	高 市の示した計画（案）に対して同意をいただいた。

(3) ワークショップ

実施件数 3件
 開催回数 8回
 参加者数 延べ 177人

第6条第1項第1号	0	第6条第1項第5号	0
第6条第1項第2号	0	第6条第3項	0
第6条第1項第3号	3	第14条	0
第6条第1項第4号	0	その他の法令	0

和田地域モデル事業協議			
担当部署	施設マネジメント課		
事務事業名	公共施設マネジメント推進事業		
根拠条例	第6条第3項		
開催目的	和田地域の公共施設の再配置について、方向性を検討・決定していくため、地域住民と協議を実施		
対象者	和田の里づくり推進協議会		
開催日・場所 参加者数	平成29年7月9日 和田公民館 14人 平成29年8月3日 和田公民館 12人 平成29年10月12日 和田公民館 10人 平成30年2月16日 和田公民館 10人		
所管課評価	妥当性	高	コミュニティ協議会との協議により、地域の考えや意見を効率的に確認できた。
	効果	高	公共施設の老朽化問題について情報の共有化が図られた。

地域づくりを考える住民ワークショップ			
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	生活支援体制整備事業		
根拠条例	第6条第3項		
開催目的	当事業で設置予定の協議体への市民協力者の発掘および育成を図るため		
対象者	フォーラム参加者で助け合いの推進に意欲ある市民		
開催日・場所 参加者数	平成29年8月17日 徳山保健センター 43人 平成29年9月14日 徳山保健センター 45人 平成29年10月12日 徳山保健センター 35人		
所管課評価	妥当性	高	ワークショップの手法を用いたことで、活発な意見交換が行われた。
	効果	高	助け合いの必要性について、参加者の意識が高まった。

婚活応援ミーティング			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	婚活・子育て応援事業		
根拠条例	第6条第3項		
開催目的	婚活イベントを実施したい団体が集まり、より参加しやすいイベントを考案するため		
対象者	婚活イベント実施団体、今後実施したい団体		
開催日・場所 参加者数	平成29年8月30日 周南市役所仮庁舎 8人		
所管課評価	妥当性	高	現実的なイベント内容を考案することができた。
	効果	高	婚活イベント実施に向けて動き出した団体も出てきた。

(4) 審議会等実施状況

実施件数 42件
開催回数 323回

第6条第1項第1号	20
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	1

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	16
第14条	4
その他の法令	1

周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議			
担当部署	企画課		
事務事業名	企画管理事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由(審議内容)	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けることを目的に設置		
開催実績	2回		
委員総数	9人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市行政改革審議会			
担当部署	企画課(行政改革推進室)		
事務事業名	行政改革関係		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由(審議内容)	行財政改革大綱に関し、市長の諮問に応じて調査及び審議を行うことを目的に設置		
開催実績	2回		
委員総数	12人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性及び様々な立場や視点の意見が求められることから。
	効果	高	学識経験者や地域代表の市民など、様々な立場・視点からの意見が得られた。

周南市環境基本計画推進委員会			
担当部署	環境政策課		
事務事業名	環境基本計画推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由(審議内容)	周南市環境基本計画を推進するための総合的な調整及び進行管理を行うため設置		
開催実績	1回		
委員総数	19人		
所管課評価	妥当性	高	委嘱された委員で実施している。市民及び事業者の意見が反映されている。
	効果	高	市民及び事業者の意見が反映されている。

周南市人権施策推進審議会			
担当部署	人権推進課		
事務事業名	人権推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由(審議内容)	人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議する		
開催実績	1回		
委員総数	17人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性及び幅広い分野の見識が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識及び公募者の活発で多様な意見が得られた。

周南市男女共同参画審議会			
担当部署	人権推進課（男女共同参画室）		
事務事業名	男女共同参画推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する		
開催実績	1回		
委員総数	15人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性及び幅広い分野の見識が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識及び関連団体委員の活発で多様な意見が得られた。

地域福祉計画評価委員会			
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	社会福祉総務一般事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	地域福祉計画の評価に当たり、広く市民の意見を反映させるために設置		
開催実績	1回		
委員総数	8人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市地域包括支援センター運営協議会			
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	地域包括支援センター運営事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させ、地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するために設置		
開催実績	2回		
委員総数	15人		
所管課評価	妥当性	高	専門職だけでなく、一般市民の考えを取り入れる貴重な機会となっている。
	効果	高	専門職が多い中、一市民としての意見が多く出された。

周南市高齢者保健福祉推進会議			
担当部署	高齢者支援課		
事務事業名	老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定		
開催実績	4回		
委員総数	14人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性や市民の意見が求められることから。
	効果	高	学識経験者や福祉医療関係者の専門的な見識による意見や、被保険者（市民）の意見を計画策定に反映できた。

周南市こども育成支援対策審議会			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	児童福祉総務費一般事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	次世代育成支援対策及び青少年健全育成の推進に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置		
開催実績	3回		
委員総数	12人		
所管課評価	妥当性	高	外部機関や支援者などからの意見も必要であるから。
	効果	高	子育て支援に携わる立場から有益な意見が得ることができた。

健康づくり推進協議会			
担当部署	健康づくり推進課		
事務事業名	健康推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	市民、行政、関係団体が一体となり健康づくりの推進を図る		
開催実績	2回		
委員総数	14人		
所管課評価	妥当性	中	各専門分野の意見が求められることから。
	効果	中	各専門分野からの意見が得られた。

食育推進市民会議			
担当部署	健康づくり推進課		
事務事業名	食育推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	食育推進市民会議 市民と協働し、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る		
開催実績	2回		
委員総数	15人		
所管課評価	妥当性	中	各専門分野の意見が求められることから。
	効果	中	各専門分野からの意見が得られた。

周南市水素利活用協議会			
担当部署	商工振興課		
事務事業名	水素利活用推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	市における水素エネルギーの利活用について必要な協議を行うため		
開催実績	1回		
委員総数	34人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者や企業等から、専門的な見識による意見が得られた。

周南市熊毛勤労者総合福祉センター運営審議会			
担当部署	商工振興課		
事務事業名	熊毛勤労者総合福祉センター		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	センターの適正かつ円滑な運営の審議を行うため		
開催実績	1回		
委員総数	6人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者や企業等からの、見識による意見が得られた。

周南市都市再生推進協議会			
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	立地適正化計画の策定及び推進のため。		
開催実績	4回		
委員総数	15人		
所管課評価	妥当性	高	計画の対象範囲が様々な分野に及ぶことから。
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

周南市都市計画審議会			
担当部署	都市政策課		
事務事業名	都市計画一般事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため。		
開催実績	2回		
委員総数	18人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市景観審議会			
担当部署	都市政策課		
事務事業名	都市計画一般事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	良好な景観の形成に関する重要な事項等について審議するため。		
開催実績	1回		
委員総数	6人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

久米中央土地区画整理審議会			
担当部署	区画整理課		
事務事業名	久米中央土地区画整理一般事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	換地設計、仮換地指定に関する意見を聞くため		
開催実績	1回		
委員総数	9人		
所管課評価	妥当性	高	区画整理法により設置が義務付けられている
	効果	高	地権者の選挙により選出されるため、地元の理解が得られる

久米中央土地区画整理評価委員会			
担当部署	区画整理課		
事務事業名	久米中央土地区画整理一般事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	清算金若しくは保留地価格の意見を聞くため		
開催実績	1回		
委員総数	5人		
所管課評価	妥当性	高	区画整理法により保留地売却する際には、評価委員会の意見を聞くこととなっているため
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

富田西部第一土地区画整理審議会			
担当部署	区画整理課		
事務事業名	富田西部第一土地区画整理一般事務		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	換地設計、仮換地指定に関する意見を聞くため		
開催実績	1回		
委員総数	8人		
所管課評価	妥当性	高	区画整理法により設置が義務付けられている
	効果	高	地権者の選挙により選出されるため、地元の理解が得られる

周南市人権教育推進協議会			
担当部署	人権教育課		
事務事業名	地域人権教育推進事業		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置理由（審議内容）	今後の人権教育の取組みに反映するために設置		
開催実績	2回		
委員総数	22人		
所管課評価	妥当性	高	多様な意見が求められることから。
	効果	高	多様な意見が得られた。

周南市地域自立支援協議会			
担当部署	障害者支援課		
事務事業名	地域自立支援協議会運営事業		
根拠条例	第6条第1項第4号		
設置理由（審議内容）	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、広く市民の意見を反映するため。		
開催実績	4回		
委員総数	16人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市市民参画推進審議会			
担当部署	地域づくり推進課		
事務事業名	市民参画推進事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため。		
開催実績	5回		
委員総数	16人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性及び様々な立場や視点の意見が求められることから。
	効果	高	学識経験者や地域代表の市民など、様々な立場・視点からの意見が得られた。

地域づくり推進協議会			
担当部署	地域づくり推進課		
事務事業名	地域づくり支援事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	周南市地域づくり推進計画等の実施状況の評価に関する事項や、施策に関する意見を聴取するため。		
開催実績	2回		
委員総数	13人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性及び様々な立場や視点の意見が求められることから。
	効果	高	学識経験者や地域代表の市民など、様々な立場・視点からの意見が得られた。

周南市美術博物館資料収集委員会			
担当部署	文化スポーツ課		
事務事業名	美術博物館資料収集事		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	周南市美術博物館の資料等の収集にあたり、当該資料等の円滑かつ適正な選定・評価を行うため。		
開催実績	1回		
委員総数	6人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	周南市美術博物館の資料等の収集に反映。

周南市ごみ対策推進審議会			
担当部署	リサイクル推進課		
事務事業名	ごみ対策推進事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関し市長の諮問に応じ調査、審議すること。		
開催実績	1回		
委員総数	18人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市隣保館運営委員会			
担当部署	人権推進課		
事務事業名	隣保館運営事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議する		
開催実績	1回		
委員総数	10人		
所管課評価	妥当性	高	地域や利用団体の意見やニーズが求められることから。
	効果	高	地域や利用団体の意見やニーズが得られた。

周南市空家等審議会			
担当部署	生活安全課		
事務事業名	空家対策関係事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	特定空家等の判定及び特定空家等に対する勧告、命令、代執行等について審議するために設置		
開催実績	1回		
委員総数	6人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市地域密着型サービス運営委員会			
担当部署	地域福祉課（指導監査室）		
事務事業名	介護保険一般事務		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため。		
開催実績	3回		
委員総数	15人		
所管課評価	妥当性	高	協議に際し、専門的な意見が求められることから。
	効果	高	学識経験者、医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。

周南市地方卸売市場運営審議会			
担当部署	農林課（地方卸売市場）		
事務事業名	地方卸売市場管理一般事務		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	周南市地方卸売市場の青果部、花き部の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置		
開催実績	1回		
委員総数	15人		
所管課評価	妥当性	中	市場の運営に関し市場内外から意見を求めることから。
	効果	中	市場関係者だけでなく、消費者目線での意見が得られた。

周南市青少年育成センター運営委員会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	青少年育成センター運営事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	周南市青少年育成センターの円滑な運営を行なうため		
開催実績	2回		
委員総数	17人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

周南市大田原自然の家運営協議会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	大田原自然の家管理運営事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	周南市大田原自然の家の基本的な方針、利用促進、運営内容等について協議するため		
開催実績	1回		
委員総数	6人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

周南市文化財審議会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	文化財保護一般事務		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審査を行うために設置		
開催実績	2回		
委員総数	6人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

周南市公民館運営審議会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	公民館管理運営事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	公民館管理運営、事業等に対する館長からの諮問事項を審議、答申し、公民館行政のあり方や方向性について助言を行うため		
開催実績	3回		
委員総数	12人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

公民館運営協議会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	公民館管理運営事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	公民館の管理運営や事業について協議する		
開催実績	不定期（各館による）		
委員総数	10人以内（各館による）		
所管課評価	妥当性	—	各館による
	効果	—	各館による

周南市社会教育委員会議			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	社会教育委員会		
根拠条例	第6条第3項		
設置理由（審議内容）	社会教育行政に広く地域の意見等を反映させる		
開催実績	3回		
委員総数	11人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

周南市立学校給食センター運営審議会			
担当部署	学校給食費一般事業		
事務事業名	第6条第3項		
根拠条例	学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するために設置		
設置理由（審議内容）	給食費の額に決定に関する事、給食物資の購入計画に関する事、その他給食センターの運営に関する事を審議するために設置		
開催実績	2回		
委員総数	19人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

周南市学校給食センター給食協議会			
担当部署	学校給食課		
事務事業名	学校給食費一般事業		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置理由（審議内容）	学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するために設置		
開催実績	19 回		
委員総数	48 人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

周南市政治倫理審査会			
担当部署	行政管理課		
事務事業名	政治倫理審査会		
根拠条例	第 14 条		
設置理由（審議内容）	政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置		
開催実績	2 回		
委員総数	7 人		
所管課評価	妥当性	高	有識者及び有権者双方の意見を集約できることから。
	効果	高	政治倫理を守る一般予防として機能した。

周南市情報公開・個人情報保護審査会			
担当部署	行政管理課		
事務事業名	情報公開事務		
根拠条例	第 14 条		
設置理由（審議内容）	公文書開示、個人情報開示に関する不服申立て事項や市の個人情報の取扱いについて調査及び審議するため設置		
開催実績	9 回		
委員総数	5 人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市介護認定審査会			
担当部署	高齢者支援課		
事務事業名	介護認定審査会		
根拠条例	第 14 条		
設置理由（審議内容）	公正・公平な介護認定のため設置		
開催実績	221 回		
委員総数	70 人		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

周南市立図書館協議会			
担当部署	中央図書館		
事務事業名	図書館管理運営		
根拠条例	第 14 条		
設置理由（審議内容）	図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、協議するために設置		
開催実績	2 回		
委員総数	11 人		
所管課評価	妥当性	高	広く市民の意見を把握することから。
	効果	高	属性にとらわれない市民の意識や意見が把握できた。

周南市建築審査会			
担当部署	建築指導課		
事務事業名	建築開発指導事業		
根拠条例	その他		
設置理由（審議内容）	建築基準法に規定する同意等についての議決を行うとともに、諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するために設置		
開催実績	3 回		
委員総数	5 人		
所管課評価	妥当性	高	各分野の専門性が求められることから。
	効果	高	各分野の専門的な見識による意見が得られた。

(5) 市の機関が適当と認める手法別実施状況

■ 「アンケート」

実施件数 10件
 実施回数 10回
 提出数 10,644件

第6条第1項第1号	4	第6条第1項第5号	0
第6条第1項第2号	0	第6条第3項	4
第6条第1項第3号	0	第14条	1
第6条第1項第4号	0	その他の法令	1

在宅介護実態調査		
担当部署	高齢者支援課	
事務事業名	老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	
根拠条例	第6条第1項第1号	
実施目的	周南市高齢者プラン「第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年度～平成32年度）策定のため、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するため	
募集期間	平成28年11月28日から 平成29年5月31日まで	
対象者・提出数	介護認定調査（更新申請、変更申請）を実施する在宅の方 530件	
所管課評価	妥当性	高 在宅で生活している要介護者とその介護者を対象とすることができた。
	効果	高 在宅で生活している要介護者とその介護者のニーズを把握し、計画策定に反映することができた。

花☆ワインまんま市場に関するアンケート		
担当部署	観光交流課	
事務事業名	観光行事	
根拠条例	第6条第3項	
実施目的	イベント内容の検証と今後のイベント事業の参考にするため	
募集期間	平成29年4月8日から 平成29年4月9日まで	
対象者・提出数	イベント来場者 842件	
所管課評価	妥当性	高 不特定多数の市民を対象とすることができた。
	効果	高 多様な市民のニーズを把握することができた。

永源山公園つつじまつりについて		
担当部署	公園花とみどり課	
事務事業名	永源山公園イベント事業	
根拠条例	第6条第3項	
実施目的	永源山公園つつじまつり	
募集期間	平成29年5月3日から 平成29年5月4日まで	
対象者・提出数	祭り参加者 80件	
所管課評価	妥当性	高 年齢層にばらつきがないよう歩いて直接依頼できた。
	効果	高 多様な市民のニーズを把握することができた。

燃料電池自動車カーシェアリング利用者アンケート			
担当部署	商工振興課		
事務事業名	地域連携・低炭素水素技術実証事業		
根拠条例	その他		
実施目的	利用形態や燃費の把握、FCV や水素関連の意識調査のため		
募集期間	平成 29 年 6 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで		
対象者・提出数	市民・市内に通勤通学する人 100 件		
所管課評価	妥当性	高	多くの利用者から意見を聞くことができた。
	効果	中	利用者の FCV や水素利活用に関する意識を把握することができた。

周南市交通災害共済の自治会取りまとめに関するアンケート			
担当部署	生活安全課		
事務事業名	交通災害共済事業		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
実施目的	周南市交通災害共済の自治会取りまとめに関するアンケートの結果を踏まえ、交通災害共済の自治会取りまとめの継続・廃止を判断する。		
募集期間	平成 29 年 8 月 21 日から 平成 29 年 9 月 15 日まで		
対象者・提出数	平成 28 年度自治会長 737 件		
所管課評価	妥当性	高	市内全ての平成 28 年度自治会長を対象とした。
	効果	高	制度の実状を把握できた。

周南市子どもの生活に関する実態調査			
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	子どもの明るい未来サポート事業		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
実施目的	子どもの貧困対策にかかる施策の検討材料とするため		
募集期間	平成 29 年 9 月 4 日から 平成 29 年 9 月 22 日まで		
対象者・提出数	I) 小学校第 2 学年の保護者 II) 小学校第 5 学年の保護者、児童 III) 中学校第 2 学年の保護者、生徒 IV) 未就学児の保護者 V) 16 歳以上 18 歳未満の保護者、本人 VI) 18 歳未満の子どもがおり、生活保護・児童扶養手当のいずれかを利用している世帯 保護者 5,139 件、子ども 2,675 件		
所管課評価	妥当性	高	高い回収率を得ることができ、また、様々な世代で実施したことで、より高度な情報収集ができた。
	効果	高	市民のニーズと子育て世帯の生活実態を把握することができた。

周南市の街なか移動に関する調査			
担当部署	都市政策課		
事務事業名	市街地循環線運行実証事業		
根拠条例	第 14 条		
実施目的	来街者の行動パターンや消費金額、パーク・アンド・ライドに対する意識を把握する。		
募集期間	平成 29 年 10 月 25 日から 平成 29 年 11 月 5 日まで		
対象者・提出数	高校生以上の男女 218 件		
所管課評価	妥当性	高	調査員による聞き取り調査のため、質問の意図と回答のズレが少なかった。
	効果	高	不特定多数の来訪者の情報を収集することができた。

和田地域モデル事業「地域内の公共施設の集約化に向けた検討」 アンケート			
担当部署	施設マネジメント課		
事務事業名	公共施設マネジメント推進事業		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
実施目的	地域の公共施設に対する意見の集約のため		
募集期間	平成 29 年 11 月 1 日から 平成 29 年 11 月 30 日まで		
対象者・提出数	和田地域の住民 318 件		
所管課評価	妥当性	高	地域住民に広く意見を聞くことができた。
	効果	高	地域内の公共施設に対する意見を集約できた。

施設分類計画策定に関する文書照会			
担当部署	水産課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（長田フィッシャリーナ）		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
実施目的	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し利用者の意見を聴取するため		
募集期間	平成 30 年 3 月 6 日から 平成 30 年 3 月 16 日まで		
対象者・提出数	長田フィッシャリーナ利用者（17 人） 4 件		
所管課評価	妥当性	高	利用者からの率直な意見を聴取することができた。
	効果	中	平成 29 年度末時点で、「長田フィッシャリーナ施設分類計画」の策定に至っていない。

施設分類別計画策定に関するアンケート			
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（新南陽総合福祉センター、徳山社会福祉センター、三世代交流センター）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
実施目的	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し施設利用者の意見を徴取するため。		
募集期間	平成30年3月16日から 平成30年3月22日まで		
対象者・提出数	周南市新南陽総合福祉センター施設利用者 0件 周南市徳山社会福祉センター施設利用者 0件 周南市三世代交流センター施設利用者 1件		
所管課評価	妥当性	低	希望する内容の記載のため、計画に影響なし。
	効果	低	希望する内容の記載のため、計画に影響なし。

■ 「ヒヤリング」

実施件数 1件
 実施回数 2回（8会場）
 対象者 18名

第6条第1項第1号	1
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	0
第14条	0
その他の法令	0

周南市子どもの生活に関する実態調査		
担当部署	次世代支援課	
事務事業名	子どもの明るい未来サポート事業	
根拠条例	第6条第1項第1号	
実施目的	子ども・子育て家庭支援関係者から子育て世帯の現状や必要な支援を把握するため	
実施の時期	平成30年1月22日（6会場、子ども・子育て家庭支援関係者）	
開催場所	教育委員会 教員 1人 共楽養育園 職員 2人 子育て交流センター 指導員 1人 周南児童相談所 職員 2人 鼓ヶ浦つばさ園 職員 2人 檜浜児童館 職員 2人	
対象者	平成30年1月23日（2会場、子ども・子育て家庭支援関係者）	
対象者数	ポレポレくらぶ（障害児通所施設）職員 1人 市役所仮庁舎 相談員 1人 保育士・幼稚園教諭 2人 保健師 2人 主任アドバイザー 1人 S S W 1人	
所管課評価	妥当性	高 対象を限定することで、より高度な情報収集ができた。
	効果	高 子育て世帯の生活実態やニーズを把握することができた。

■ 「フォーラム」

実施件数 1件
 実施回数 1回
 参加者数 203人

第6条第1項第1号	0
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	1
第14条	0
その他の法令	0

共に支え合うまちづくりフォーラム		
担当部署	地域福祉課	
事務事業名	生活支援体制整備事業	
根拠条例	第6条第3項	
実施目的	助け合いのしくみの必要性についての基調講演。助け合いの実践活動紹介。	
実施の時期	平成29年7月8日	
対象者・参加者数	全市民 203人	
所管課評価	妥当性	高 多くの市民が参加した。
	効果	高 助け合いの必要性を理解した参加者が多く、後日開催の住民ワークショップにつながった。

■ 「意見・作文・アイデア等の募集」

実施件数 4件
 実施回数 14回
 意見等提出数 67件

第6条第1項第1号	4
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	0
第14条	0
その他の法令	0

「子ども・子育て支援の方針と施設の方向性」についての資料配布とご意見の受付について		
担当部署	次世代支援課	
事務事業名	施設分類別計画の策定 (尚白園児童館、榊浜児童館、福川南児童館、東福祉館児童館、富田東児童館)	
根拠条例	第6条第1項第1号	
内容	意見箱を通じて、児童館の閉館及び転用についてを含む「子ども・子育て支援の方針と施設の方向性」について、意見を受付ける。	
実施の時期 対象者	平成29年5月20日から平成30年2月28日まで (尚白園児童館利用者を中心とする周南市民) 平成29年6月1日から平成30年1月31日まで (榊浜児童館利用者を中心とする周南市民) 平成29年8月25日から平成30年2月28日まで (福川南児童館利用者を中心とする周南市民) 平成29年9月8日から平成30年2月28日まで (東福祉館児童館利用者を中心とする周南市民) 平成29年9月22日から平成30年2月28日まで (富田東児童館利用者を中心とする周南市民)	
提出数	尚白園児童館利用者を中心とする周南市民 8件 榊浜児童館利用者を中心とする周南市民 15件 福川南児童館利用者を中心とする周南市民 0件 東福祉館児童館利用者を中心とする周南市民 0件 富田東児童館利用者を中心とする周南市民 3件	
所管課評価	妥当性	高 説明会に参加できない利用者も意見を出せる。
	効果	高 説明会に出られない・説明会では発言しにくいと思っている参加者の意見も聞くことができた。

「子ども・子育て支援の方針と施設の方向性」についての資料配布とご意見の受付について		
担当部署	次世代支援課	
事務事業名	施設分類別計画の策定	
根拠条例	第6条第1項第1号	
内容	インターネットのアンケートフォームを通じて、児童館の閉館及び解体・転用についてを含む「子ども・子育て支援の方針と施設の方向性」について、意見を受付ける。	
実施の時期	平成29年10月20日から 平成30年2月28日まで	
対象者・提出数	周南市民 9件	
所管課評価	妥当性	高 説明会に参加できない利用者も意見を出せる。
	効果	高 説明会に出られない・説明会では発言しにくいと思っている参加者の意見も聞くことができた。

周南市交通教育センター施設分類別計画素案に係る意見聴取			
担当部署	生活安全課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（周南市交通教育センター）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	周南市交通教育センター施設分類別計画素案に係る意見聴取		
実施の時期	平成29年11月16日から 平成29年12月7日まで		
対象者 参加者（提出）数	周南警察署、光警察署、周南交通安全協会、光交通安全協会、周南市幼稚園・保育所交通安全指導主任連絡協議会、市内幼児交通安全クラブ、周南市老人クラブ連合会 7団体 3件		
所管課評価	妥当性	高	関係団体からの意見を聴取できた。
	効果	高	関係団体からの意見を聴取できた。

周南市交通教育センター施設分類別計画素案に係る意見聴取			
担当部署	生活安全課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（周南市交通教育センター）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	周南市交通教育センター施設分類別計画素案に係る意見聴取		
実施の時期	平成29年11月17日から 平成29年12月17日まで		
対象者・提出数	交通教育センター利用者（入場窓口にお知らせ文の掲示等） 1件		
所管課評価	妥当性	低	意見回収数1件のみであった。
	効果	低	意見回収数1件のみであった。

周南市教育集会所施設分類別計画（素案）の意見聴取について			
担当部署	人権教育課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（周南市教育集会所）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	周南市教育集会所施設分類別計画（素案）に対する利用者への意見聴取		
実施の時期	平成30年3月20日から 平成30年3月26日まで		
対象者 参加者（提出）数	各集会所利用者 820人（8件）		
所管課評価	妥当性	高	利用者からの施設利用に対する意見聴取につながった。
	効果	高	周南市教育集会所施設分類別計画の策定につながった。

施設分類別計画策定に対する意見の募集																								
担当部署	高齢者支援課																							
事務事業名	施設分類別計画の策定 (ふれあいプラザきくがわ、鹿野高齢者生産活動センター、老人福祉センター、老人休養ホーム嶽山荘、久米老人憩の家、西部老人憩の家、和田老人憩の家、福川シニア交流会館、向道湖福祉農園、軽費老人ホームきずな苑、石船温泉憩の家)																							
根拠条例	第6条第1項第1号																							
内容	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し利用者の意見を徴取するため																							
実施の時期 対象者	平成30年2月22日から平成30年3月26日まで (ふれあいプラザきくがわ施設利用者、鹿野高齢者生産活動センター施設利用者、老人福祉センター施設利用者、老人休養ホーム嶽山荘施設利用者) 平成30年3月15日から平成30年3月22日まで (久米老人憩の家施設利用者、西部老人憩の家施設利用者、和田老人憩の家施設利用者、福川シニア交流会館施設利用者) 平成30年3月16日 (老人クラブ) 平成30年3月16日から平成30年3月22日まで (軽費老人ホームきずな苑施設利用者) 平成30年3月22日から平成30年3月26日まで (石船温泉憩の家施設利用者)																							
提出数	<table border="0"> <tr><td>ふれあいプラザきくがわ施設利用者</td><td>0件</td></tr> <tr><td>鹿野高齢者生産活動センター施設利用者</td><td>0件</td></tr> <tr><td>老人福祉センター施設利用者</td><td>0件</td></tr> <tr><td>老人休養ホーム嶽山荘施設利用者</td><td>7件</td></tr> <tr><td>久米老人憩の家施設利用者</td><td>0件</td></tr> <tr><td>西部老人憩の家施設利用者</td><td>0件</td></tr> <tr><td>和田老人憩の家施設利用者</td><td>0件</td></tr> <tr><td>福川シニア交流会館施設利用者</td><td>0件</td></tr> <tr><td>老人クラブ</td><td>0件</td></tr> <tr><td>軽費老人ホームきずな苑施設利用者</td><td>13件</td></tr> <tr><td>石船温泉憩の家施設利用者</td><td>0件</td></tr> </table>		ふれあいプラザきくがわ施設利用者	0件	鹿野高齢者生産活動センター施設利用者	0件	老人福祉センター施設利用者	0件	老人休養ホーム嶽山荘施設利用者	7件	久米老人憩の家施設利用者	0件	西部老人憩の家施設利用者	0件	和田老人憩の家施設利用者	0件	福川シニア交流会館施設利用者	0件	老人クラブ	0件	軽費老人ホームきずな苑施設利用者	13件	石船温泉憩の家施設利用者	0件
ふれあいプラザきくがわ施設利用者	0件																							
鹿野高齢者生産活動センター施設利用者	0件																							
老人福祉センター施設利用者	0件																							
老人休養ホーム嶽山荘施設利用者	7件																							
久米老人憩の家施設利用者	0件																							
西部老人憩の家施設利用者	0件																							
和田老人憩の家施設利用者	0件																							
福川シニア交流会館施設利用者	0件																							
老人クラブ	0件																							
軽費老人ホームきずな苑施設利用者	13件																							
石船温泉憩の家施設利用者	0件																							
所管課評価	妥当性	中 利用者からの施設利用に対する意見聴取につながった。																						
	効果	低 意見の提出が少なかった。																						

■ 「その他の方法」

実施件数	10件
実施回数	20回
参加者数	延べ 86,231人
意見等提出数	754件

第6条第1項第1号	3
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	6
第14条	1
その他の法令	0

まちづくり提言制度			
担当部署	秘書課		
事務事業名	秘書事務管理		
根拠条例	第6条第3項		
内容	市民が、市の施策や地域課題などに対する提言を、まちづくり提言箱への投函やメール送信等の方法により、市長に提案するもの		
実施の時期	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで		
対象者・提出数	市政について建設的な提言を持つ者 34件		
所管課評価	妥当性	高	まちづくり等に対する幅広い市民の考えをメールや文書等により求めることができた。
	効果	高	開かれた市政の実現

学校運営協議会			
担当部署	学校教育課		
事務事業名	コミュニティ・スクール事業		
根拠条例	第6条第3項		
内容	周南市立小中学校に各学校運営協議会を設置保護者及び地域住民等の学校運営への参画		
実施の時期	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで		
対象者・来校者数	地域住民 86,080人		
所管課評価	妥当性	高	地域のニーズを迅速、適切に反映させることができた。
	効果	高	地域に開かれた信頼される学校づくりにつながった。

国際交流サロン運営委員会			
担当部署	観光交流課		
事務事業名	国際交流運営事業		
根拠条例	第6条第3項		
内容	国際交流サロン及び国際交流フェスタの企画・運営		
実施の時期	平成29年4月19日から 平成30年3月7日まで		
対象者・参加者数	国際交流に関心がある者 14人		
所管課評価	妥当性	高	企画・運営に市民等のアイデアが反映された。
	効果	高	在住外国人と日本人が、「気軽に」「自由に」「楽しく」交流できる機会を作ることができた。

市長と話そう。「共に。カフェ」																										
担当部署	秘書課																									
事務事業名	秘書事務管理																									
根拠条例	第6条第3項																									
内容	市長と市民が直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換することにより、市政をより身近に感じてもらうとともに、市民のアイデアや提案を共有する取り組み。																									
開催日 対象者 参加者数	<table border="0"> <tr> <td>平成29年5月2日</td> <td>徳山工業高等専門学校</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月14日</td> <td>徳山大学学生サークルT-SAC</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月20日</td> <td>アトリ工樹本大道理まんが村</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月18日</td> <td>みつおずっと子どもがいるまちプロジェクト</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>平成29年8月18日</td> <td>徳山高等学校放送部</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月4日</td> <td>子育て支援サークルてとて</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月30日</td> <td>若手就農者</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>平成29年12月26日</td> <td>成人式実行委員会</td> <td>5人</td> </tr> </table>		平成29年5月2日	徳山工業高等専門学校	3人	平成29年6月14日	徳山大学学生サークルT-SAC	5人	平成29年6月20日	アトリ工樹本大道理まんが村	7人	平成29年7月18日	みつおずっと子どもがいるまちプロジェクト	8人	平成29年8月18日	徳山高等学校放送部	8人	平成29年10月4日	子育て支援サークルてとて	6人	平成29年10月30日	若手就農者	7人	平成29年12月26日	成人式実行委員会	5人
平成29年5月2日	徳山工業高等専門学校	3人																								
平成29年6月14日	徳山大学学生サークルT-SAC	5人																								
平成29年6月20日	アトリ工樹本大道理まんが村	7人																								
平成29年7月18日	みつおずっと子どもがいるまちプロジェクト	8人																								
平成29年8月18日	徳山高等学校放送部	8人																								
平成29年10月4日	子育て支援サークルてとて	6人																								
平成29年10月30日	若手就農者	7人																								
平成29年12月26日	成人式実行委員会	5人																								
所管課評価	妥当性	高	市長が市民と直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換することができた。																							
	効果	高	市政をより身近に感じてもらうとともに、市民のアイデアや提案を共有することができた。																							

施設分類別計画策定に関する意見聴取			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（ホール施設）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し周南市公民館運営審議会委員の意見を聴取するため		
実施の時期	平成29年6月14日		
対象者・参加者数	周南市公民館運営審議会 12人		
所管課評価	妥当性	高	委員の専門的な見識による意見が得られることから。
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

成人式実行委員会			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	成人式開催事業		
根拠条例	第6条第3項		
内容	成人式の企画・運営を実行委員会形式で実施		
実施の時期	平成29年7月27日から 平成30年1月7日まで		
対象者・参加者数	成人式の企画・運営に関心のある19歳から概ね30歳までの市民 16人		
所管課評価	妥当性	高	企画・運営に至るまで市民のアイデアが反映された。
	効果	高	新たな人材の発掘・育成につながった。

施設分類別計画策定に関する意見聴取			
担当部署	地域づくり推進課（中山間地域振興室）		
事務事業名	施設分類別計画の策定（大津島支所、体験交流施設大津島海の郷、大津島ふれあいセンター）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し大津島団体長、大津島地区自治会長協議会及び大津島地区コミュニティ推進協議会役員会の意見を聴取するため		
実施の時期	平成29年8月31日 大津島地区団体長 3人		
対象者	平成30年1月31日 大津島地区自治会長協議会及び		
参加者数	大津島地区コミュニティ推進協議会役員会 19人		
所管課評価	妥当性	高	利用者及び地域住民等から意見を聴取した上で計画を策定する必要があるため。
	効果	高	関係者が計画について理解を深めるとともに、施設の方向性について確認した。

子育て世代女性の就労に係る実態・ニーズ調査			
担当部署	商工振興課		
事務事業名	地方創生推進交付金事業（女性雇用マッチング事業）		
根拠条例	第14条		
内容	子育て世代女性の就労に係る実態・ニーズ調査を委託業者にて実施		
実施の時期	平成29年9月から 平成29年10月まで		
対象者・提出数	子育て世代の女性 720件		
所管課評価	妥当性	高	企画・運営に至るまで女性就労に反映された。
	効果	高	今後の取り組み方や方向性などにつながった。

大島干潟を育てる会設立総会			
担当部署	水産課		
事務事業名	裕・大島漁港あさり増養殖整備事業		
根拠条例	第6条第3項		
内容	国土交通省により整備された大島干潟の管理が市へ移管されることに伴い、地域づくりの取組みとして、大島干潟の保全活動等を行う。		
実施の時期	平成29年11月29日		
対象者・参加者数	大島干潟を育てる会構成員（大島地区住民及び漁業者） 13人		
所管課評価	妥当性	高	地先漁業権のある海域で、地域住民と漁業者で構成される活動組織は全国でも稀であるため。
	効果	中	今後の活動展開、構成員の増員等、持続可能な活動が求められる。

施設分類別計画策定に関する意見聴取			
担当部署	地域づくり推進課（中山間地域振興室）		
事務事業名	施設分類別計画の策定（大道理夢求の里交流館）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し大道理夢求の里交流館運営協議会理事会の意見を聴取するため		
実施の時期	平成30年2月22日		
対象者・参加者数	大道理夢求の里交流館運営協議会理事会 11人		
所管課評価	妥当性	高	利用者及び地域住民等から意見を聴取した上で計画を策定する必要があるため。
	効果	高	関係者が計画について理解を深めるとともに、施設の方向性について確認した。

施設分類別計画策定に関する意見聴取			
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（民俗資料展示施設、山田家本屋及び徳修館）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し周南市文化財審議会委員の意見を聴取するため		
実施の時期	平成30年3月13日		
対象者・参加者数	周南市文化財審議会 6人		
所管課評価	妥当性	高	委員の専門的な見識による意見が得られることから。
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

施設分類別計画策定に関する意見聴取			
担当部署	地域づくり推進課		
事務事業名	施設分類別計画の策定（向道湖ふれあいの家）		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	施設分類別計画の策定に伴い、施設の方向性に関し大向コミュニティ推進連絡協議会総務部会の意見を聴取するため		
実施の時期	平成30年3月19日		
対象者・参加者数	大向コミュニティ推進連絡協議会総務部会 8人		
所管課評価	妥当性	高	利用者及び地域住民等から意見を聴取した上で計画を策定する必要があるため。
	効果	高	関係者が計画について理解を深めるとともに、施設の方向性について確認した。

8 特徴ある事例・工夫が見られた事例紹介

複数の方法を用いた事例 ①

【施設分類別計画の策定】

計画策定にあたり、全体を取りまとめる課から各施設を所管する課に依頼を行い、依頼を受けた課がそれぞれの施設利用者の特性に合わせて市民参画を実施。

「市民説明会」「審議会」「アンケート」「意見・作文・アイデア等の募集」「その他の方法」の5通りの方法により市民参画が行われ、より多くの市民の意見が計画策定に反映されました。

複数の方法を用いた事例 ②

【公共施設再配置和田モデル事業】

公共施設の再配置に向けて、「市民説明会」の開催により、市の考え方を地域住民に伝え、「アンケート」の実施により、地域住民のニーズをとらえ、「ワークショップ」の開催により、地域住民と市が対話を通して合意形成を図る取組みが行われています。(現在も継続中)

複数の方法を用いた事例 ③

【周南市高齢者プラン「第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定】

プラン策定にあたり、「パブリック・コメント」の実施により、広く市民からの意見を求め、「アンケート」の実施により、対象者のニーズをとらえ、「審議会等」の開催により、高い専門性を持つ有識者や市民の意見を求め、プラン策定に反映されました。

市民参画の使用状況

市民参画	施策数	構成比
1つの市民参画方法を使用した施策	50件	91.0%
2つの市民参画方法を使用した施策	2件	3.6%
3つの市民参画方法を使用した施策	2件	3.6%
5つの市民参画方法を使用した施策	1件	1.8%
合計	55件	100.0%

9 参考資料

(1) 周南市市民参画条例（平成 18 年 12 月 22 日 周南市条例第 67 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民参画の実施等（第 6 条—第 14 条）
- 第 3 章 市民参画の推進（第 15 条—第 17 条）
- 第 4 章 雑則（第 18 条—第 20 条）

附則

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のところをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- (3) 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- (4) 市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

(基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
- (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。
- (4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

- 2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃
 - (5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。
- (1) 緊急を要するもの
 - (2) 軽易なもの
 - (3) 法令の規定により市民参画を実施するもの
 - (4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (5) 市の機関の内部事務処理に関するもの
 - (6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- 3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。
- 4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。

- 5 市の機関は、対象施策としてしているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

- (1) パブリック・コメント(市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法)
- (2) 市民説明会(市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法)
- (3) ワークショップ(市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法)
- (4) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民参画の実施)

第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

- (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
- (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
- (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。

4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

(提出された意見等の検討)

第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

(公表の方法)

第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例(平成15年周南市条例第3号)に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

(パブリック・コメントの実施)

第 11 条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として 1 箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 書面持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段
- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

(市民説明会、ワークショップ等の実施の公表)

第 12 条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の 2 週間前までに公表します。

- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

(審議会等の委員公募及び会議の公開)

第 13 条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第 22 条の規定により公開します。

(意向の把握)

第 14 条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

第 3 章 市民参画の推進

(市民参画推進審議会の設置)

第 15 条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織します。

- (1) 市長が行う公募に応じた者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 推進審議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第2項第2号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第17条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第4章 雑則

(意思決定過程の特例)

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第6条から第13条までの規定は適用しません。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 31 号）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日条例第 43 号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 周南市市民参画条例施行規則（平成 18 年 12 月 25 日 周南市規則第 76 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、周南市市民参画条例（平成 18 年周南市条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（大規模な公共施設の範囲）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね 10 億円以上のものとする。

（市民参画の対象としなかった場合の取扱い）

第 3 条 条例第 6 条第 5 項の規定による報告は、緊急処理理由書（別記様式第 1 号）により行う。

（資料全体を公表することが困難な場合の取扱い）

第 4 条 条例第 8 条第 4 項、第 11 条第 1 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 16 条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体（図面、冊子、大量な資料等）を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

（パブリック・コメントを実施する場合の公表事項）

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

（パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項）

第 6 条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第 11 条第 1 項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- (4) 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者名）
- (5) 連絡先（前 2 号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものに通信する際に利用する情報をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項)

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 集会の内容
- (5) 参加者数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民参画の実施状況の報告)

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

(周南市市民参画推進審議会の組織及び運営)

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進審議会の会議)

第11条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(推進審議会の庶務)

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

(推進審議会の運営)

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

別記様式第1号（第3条関係）

緊急処理理由書

提出日 年 月 日
担当課名（ ）

1 市民参画を実施しなかった施策の名称
2 市民参画を実施しなかった施策の内容
3 市民参画を実施しなかった理由



平成 29 年度
市民参画実施状況年次報告書

平成 30 年 9 月発行
周南市地域振興部地域づくり推進課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1
TEL 0834-22-8412
FAX 0834-22-8428
E-mail kyodo@city.shunan.lg.jp

※本年次報告は市内各公共施設や、市ホームページで公開しています。